

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

### 総務常任委員会会議録

日 時	令和元年 6月25日(火)	開 議	午後 1時00分
散 会	午後 5時23分		
場 所	第2委員会室		
議 是 頁	付 託 案 件		
出席 委員	濱本委員長、酒井副委員長、松田・中村(岩雄)・松岩・ 佐々木各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長ほか関係理事者		

別紙のとおり、会議の概要を記録する。

委員長

署名員

署名員

書 記

### ～会議の概要～

#### ○委員長

会議に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

過日開催されました当委員会におきまして委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した濱本でございます。もとより微力ではございますが、副委員長を初め、委員各位と説明員各位の御協力をいただきながら、公正で円滑な委員会運営に努めてまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお、副委員長には酒井委員が就任いたしましたので、御報告申し上げます。

改選により委員の構成がかわっておりますので、部局ごとに説明員の御紹介をお願いいたします。

(説明員紹介)

#### ○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村岩雄委員、松岩委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「学校跡利用の状況について」

#### ○(総務)企画政策室佐藤主幹

学校跡利用について、2点報告いたします。

まず1点目になりますが、旧入船小学校の跡利用につきましては、水道施設である低区配水池の建設地とする市の方針案を立て、本年1月に旧校区の町会長及び町会役員向けの説明会を実施し、本案に対しておおむね了承をいただき、旧校区の住民向けの説明会を実施する予定である旨を本年第1回定例会の学校適正配置等調査特別委員会で報告していたところですが、去る5月14日にこの住民向けの説明会を実施したところ参加者からの反対意見はなく、本案について了承をいただいたことから、旧入船小学校につきましては低区配水池の建設地として方針を決定しましたので報告いたします。

次に2点目ですが、学校跡利用を検討している施設のうち、旧塩谷中学校、旧末広中学校、旧北山中学校につきましては、現時点で公共施設としての活用の見込みがないことから民間活用について検討することとし、民間事業者のニーズを把握するため、本年中にこの3施設についてサウンディング型市場調査を実施することとしましたので報告いたします。

今後、7月中旬から9月中旬まで事業者の参加募集を行いまして、10月に事業者との対話を実施し、11月をめどに調査結果の概要をまとめたいと考えておりますので、結果がまとまりましたら委員の皆様に報告したいと考えております。

#### ○委員長

「第7次小樽市総合計画策定に係る経過報告について」

#### ○(総務)企画政策室品川主幹

第7次小樽市総合計画策定に係る経過報告をいたします。

まず、昨年第4回定例会で議決いただきました基本構想について、資料のとおり軽微な変更をいたしました。その内容としましては、新元号の表記を令和に改めたほか、将来人口の図表のうち一部総人口に年齢不詳の人数を含めていなかつたため、これを含めた人数に修正し、年齢別割合の表の数値の一部と注釈について小樽市統計書に合わせた形に修正しました。

なお、これは小樽市総合的な計画の策定等に関する条例第14条の規定により、議決を要さない軽微な変更を取り扱いました。

次に、基本計画の策定経過です。

このたび、基本構想の方向に沿って施策の内容を示す基本計画の原案を策定し、5月31日付で各議員に配付いたしました。この原案は5月28日に小樽市総合計画審議会に諮問し8月まで審議いただく予定としているほか、7月2日までパブリックコメントを行います。その後、審議会からの答申を第3回定例会で報告した後決定する予定です。なお、策定スケジュールについても、基本計画原案とあわせて各議員に配付しております。

○委員長

「令和元年第1回石狩湾新港管理組合議会臨時会について」

○(総務)企画政策室高山主幹

令和元年第1回石狩湾新港管理組合議会臨時会が去る6月7日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案につきましては、議案第1号石狩湾新港管理組合監査委員の選任につき同意を求める件と、議案第2号石狩湾新港管理組合専任副管理者の選任につき同意を求める件の2件でございまして、いずれの議案も同意されました。

報告につきましては1件でございまして、報告第1号石狩湾新港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を平成31年3月29日に専決処分した件について承認されました。

○委員長

「第3次北シリベシ定住自立圏共生ビジョンの策定について」

○(総務)企画政策室布主幹

第3次北シリベシ定住自立圏共生ビジョンの策定につきまして、資料に基づき説明いたします。

北シリベシ定住自立圏は、北シリベシ圏域における共通の課題解決に向け小樽市と近隣の5町村との間で平成22年4月に定住自立圏の形成に関する協定を締結したほか、同年11月にその具体的な取り組みを推進するため、共生ビジョンを策定しております。

概要につきましては資料の「2 北シリベシ定住自立圏共生ビジョンの概要について」のとおり、圏域の将来像を「魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、人、もの、情報が交流する圏域」とし、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメントの強化の三つのテーマにより、さまざまな取り組みを行っているところであります。

続きまして資料の「3 北シリベシ定住自立圏共生ビジョンの策定について」です。現行ビジョンの計画期間が今年度であるため、今年度に第3次共生ビジョンの策定を行います。スケジュールにつきましては、7月末までにたたき台の作成、8月から懇談会を開催し、それについて御意見をいただきながら改訂案の策定を行い、議会報告等を行いながら12月にパブリックコメントの実施、来年3月末までに市町村長会議における意思決定、議会報告、公表等を行ってまいりたいと考えています。

なお、共生ビジョンの策定において、取り組み内容の見直しなどにより、定住自立圏形成協定の変更を伴う場合には議会の議決をいただくこととなります。

○委員長

「使用料・手数料の見直しについて」

○(財政)津川主幹

令和2年度に向けた使用料・手数料の見直しについて説明させていただきます。

本市では財政健全化に係る取り組みとして、平成17年度以降、4年ごとの21年度、25年度に使用料・手数料の定期的な見直しを行ってきました。29年度改定においては、28年第4回定例会において議案が審議未了で廃案となつたことや、消費税率の引き上げ時期が令和元年10月と示されたことから、現在まで料金改定を見送っている状況にあります。

このため、25年度以降料金見直しが行われていないことから、道内他都市との料金の乖離の懸念やサービスと負担のバランスの検証の必要性から、昨年11月策定の小樽市収支改善プランにおいて使用料・手数料の見直しを取り組みの一つに位置づけており、令和2年度に向けて使用料・手数料の見直しの検討を進めることとします。

見直しの観点は、定期的な見直しの必要性、道内主要都市の比較、受益と負担の適正化の検討、消費税率引き上げに伴う対応、その他の区分設定等の5点です。

現在、道内の人口がおおむね10万人以上の都市における使用料・手数料の料金状況などについて調査・分析作業を行っており、コスト計算は30年度決算を踏まえて行う予定であることから、この二つの要素を比較しながら受益者負担のバランスを検証する予定です。

改定時期につきましては改定日を令和2年4月1日とし、条例改正案等は第4回定例会にて提出する予定です。

#### ○委員長

「統合についてのアンケート調査結果について」

#### ○(教育)学校教育支援室佐々木主幹

統合についてのアンケート調査結果について報告いたします。

このアンケート調査は平成30年4月に統合した二つの小学校を対象にことし2月に実施したものです。

それでは、お手元の冊子をごらんください。一つは、「緑小学校・最上小学校・入船小学校」と記載されているもので、統合校である山の手小学校で実施したものです。もう一つは、「奥沢小学校・天神小学校・入船小学校」と記載されているもので、統合校である奥沢小学校で実施したものです。

このアンケート調査は、統合から約1年を迎える時期に、統合後の児童の様子の変化や学校内の活性化の状況について調査を行い、統合による効果や課題を把握し、今後の学校再編の参考とするため実施しました。

冊子の記載内容は、どちらも児童、保護者、教職員と大きく三つに分けてアンケート結果を載せております。児童アンケートでは、統合校へのなれや統合前の心配、児童数の増加、友人関係、授業の様子、行事の様子、教員の増加、通学距離の変化などについて尋ねています。

次に、保護者アンケートでは、児童の統合校へのなれや保護者の統合前の心配、児童数の増加、友人関係、学習意欲、行事、通学状況についての変化、統合校の特色ある教育活動や学校の指導方法などについて尋ねています。

最後に、教職員アンケートでは児童の様子の変化や教職員の業務の変化について尋ねています。結果につきましては、大枠では学校統合に関しては一定の理解が得られていると考えられるとともに、特に児童アンケートでは、「友達が増えた」や「授業が楽しくなった」、「行事が楽しくなった」、また、保護者アンケートでは統合校の特色ある教育活動や学校の指導方法などについて肯定的な意見が多く、統合校の取り組みが評価されているものと捉えております。

しかし、一方ではマイナス面の評価があるなど課題もありますので、今後とも教育委員会と学校、さらには関係機関等が連携し課題の解決に向け取り組んでいく必要があると考えているところです。

なお、この調査結果については、今後市のホームページにも掲載してまいりたいと考えております。

#### ○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明をお願いします。

「議案第4号について」

#### ○選挙管理委員会事務局次長

議案第4号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案につきまして説明申し上げます。

令和元年5月15日交付の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が一部改正され、投票所経費等の基準額が改定されました。小樽市におきましては、同法の基準額に準じて選挙長等の報酬を支給していることから、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、条例の別表において定められている、選挙長等の報酬額をそれぞれ国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律において改正された額と同額に改正するものとなります。

なお、この改正の施行期日は公布の日としております。

○委員長

「議案第5号について」

○（財政）市民税課長

議案第5号小樽市税条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

これは地方税法の一部改正に伴うもので、主な改正点は3点ございます。1点目は個人市民税につきまして、未婚等の父母であって児童扶養手当の支給を受けている方が新たに単身児童扶養者と規定されますが、このうち合計所得金額が135万円以下の方を非課税措置の対象に加えることと、これに該当することを扶養控除等申告書により申告する規定を追加します。施行期日は令和2年1月1日、非課税措置に加える規定については令和3年1月1日です。

2点目は法人市民税につきまして、一定規模の法人は税申告に際して、地方税ポータルシステム、eLTAXによる電子申告の義務が生じますが、電気通信回線の故障や災害等のため実施が困難な場合、書面で申告できる例外規定を追加します。施行期日は令和2年4月1日です。

3点目ですが、軽自動車税につきまして、道税である自動車取得税が10月に廃止されますが、これにかわりまして同じく取得時に課税される税目、環境性能割が軽自動車税の一部として創設されます。また、現行の軽自動車税の内容はそのままで、名称を種別割と変更いたしまして、この二つで新たな軽自動車税を構成し、一定期間税率等の見直しを行うものです。

まず、環境性能割につきまして、本年10月から1年間、自家用の取得に限り税率を1%軽減します。また、当分の間、この賦課徴収を市町村にかわって北海道が行うため、非課税、減免等の基準を北海道の自動車税、環境性能割と同一といたします。この施行は令和元年10月1日でございます。

次に種別割につきまして、燃費性能等に応じた税率の軽減特例を令和3年度まで延長するほか、電気及び天然ガス軽自動車に限り、令和5年度までさらに延長を行います。この施行は令和元年10月1日、電気軽自動車等に限定した延長につきましては令和3年4月1日としております。

このほか、引用条項の修正等、所要の改正を行っております。

○委員長

「議案第12号について」

○（教育）施設管理課長

議案第12号工事請負契約について報告いたします。

これは幸小学校校舎耐震補強ほか改修工事に係る工事請負契約であります。近藤・小杉共同企業体と契約金額3億9,050万円で締結するものであります。なお、工期は令和2年3月19日までとなっております。

○委員長

「議案第13号について」

○（消防）予防課長

議案第13号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案につきましては、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令により、宿泊施設等の用途部分が300平方メートル未満の施設において設置することができる特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、住宅用防災警報機の設置を免除できるようになったことから、条例においても同様に設置を免除することができる規定を追加するほか、法令改正に伴う字句の修正等、所要の改

正を行うものであります。施行期日につきましては、いずれも公布の日とするものであります。

○委員長

「議案第15号について」

○酒井委員

議案第15号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

本条例案の目的は、非核港湾行政を推進していくことです。調印・批准の受け付けが始まった核兵器禁止条約は、新たにパナマが批准書を国連事務総長に寄託し、23カ国となりました。しかし、その一方で米トランプ政権がことに未臨界核実験を行ったことは、核兵器廃絶を求める世論と世界の流れに逆らうものです。被爆75年の2020年にはNPT再検討会議が開かれます。しかし、米、露は核兵器固執の姿勢を強め、核兵器のない世界の実現を約束した再検討会議の合意まで否定しようとしています。

また、日本政府に求められるのは、世界で唯一の戦争被爆国として核保有国にNPTの義務と合意の履行、禁止条約の参加を訴える外交努力であります。

しかし、日本政府は禁止条約の参加の促進どころか、あくまで禁止条約に参加しない態度をとり続けています。政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。

小樽市は1982年に核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実効性のあるものにしていくためにも、本条例案の制定が求められます。

以上を申し上げ、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、立憲・市民連合、共産党、公明党、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

---

○松岩委員

◎中学校の英語教育について

まず1点目、中学校の英語教育についてお尋ねします。

北海道教育庁から、各市町村教育長宛に英検IBA、RLの実施について通知がありましたが、その内容と趣旨についてお答えください。

○(教育)学校教育支援室谷口主幹

まず、趣旨についてはグローバル化が急速に進展する中、本道の子供たちが国際社会において主体的に行動できる資質能力が求められていることから、国際共通語としての英語による日常的なコミュニケーションができるよう、公益財団法人日本英語検定協会と連携して、本道の中学校において英検IBA、RLを実施し、生徒の英語力の向上を図ることとなっており、内容は対象学年や実施期間及び期日、実施内容及び実施方法や授業の実施に関する経費となっております。

○松岩委員

英検の団体との協力、連携によってということですけれども、この試験の費用の負担というのはどこが持つのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室谷口主幹

英検IBA、RLの実施に伴う受験費用、その他問題運搬と実施に係る一切の費用は、英語検定協会が負担することになっております。

○松岩委員

道の教育長からの通知では、各市町村教育長宛に実施をしてくださいという協力の通知ということですけれども、小樽市は実施されるのでしょうか。されない場合は理由についてもお答えいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

教育委員会としては、全ての中学校が実施するものと考えております。

○松岩委員

この道からの通知には、全国と全道の英語能力、それから外部の検定試験の受験率についての調査結果が記載されておりますけれども、内容を示していただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

文部科学省が実施した平成30年度英語教育実施状況調査の結果について、中学校3年生の英語検定3級相当以上の生徒の割合が全国は42.6%、全道では30%となっていること及び英語能力に関する外部検定試験を受験したことのある生徒の割合は全国が42.4%、全道は26%であることが示されております。

○松岩委員

英検3級相当以上の合格率の英語能力の推移が全道で30%ということですけれども、全道の目標については幾らになっているかわかりますか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

全道の目標は50%となっております。

○松岩委員

全道の目標値としては50%程度を確保したいというところだけれども、北海道の現在の状況は30%程度ということで、20%程度目標にたどり着いていないということで、英語教育の底上げが今回の課題だと思うのですが、この試験の実施に伴う試験のそのものの時間と実施の時期についてお答えいただけますか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

試験時間は45分となっております。実施時期については、今年度は各学校が10月7日の月曜日から25日の金曜日の任意の日を希望できることになっており、実施日は学年ごとに設定できることになっております。

○松岩委員

それから、今回実施する試験は日本英語検定協会の実施する英検IBAという試験になっておりますけれども、いわゆる英検との違いを示していただけますか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

英検は日本英語検定協会が4技能のバランスを重視し、社会で求められる実用英語を出題している実用英語技能検定であります。1級から5級まで七つの級があり、自分の英語力に合わせて最適な級からスタートでき、2級までは学習指導要領に配慮した問題構成となっております。

英検IBAは、生徒の英語力を把握したいという自治体のニーズにより、日本英語検定協会が英検の良質な問題を利用して開発した試験でございます。このたび実施される試験の内容は、英語4技能のうち、読むこと、聞くことの2技能を測定するものでございます。ただし、英検何級という資格を取得できるものではなく、あくまでも英検何級相当の力があるかということを把握することができるものとなっております。

また、英検は受験する級によって試験時間が異なっておりますが、英検IBAは45分で実施することになります。

○松岩委員

今の御説明だと、いわゆる今回実施を予定されている英検IBAというのは、何級を目指してやるとか、何級の試験を合格するために目標を目指してやるのでなくて、現時点での英語力を調べて、それで自分がどの位の位置にいるだろうかということを今後のために使ってほしいということだと思うのですが、道の通知には、生徒みずから

英語力を把握することで学習意欲が高まり英語力向上に大きな効果が期待できること、結果の分析によって授業改善、英語教育の充実に役立つというふうにありますけれども、今回の試験というのは何級に向けて合格するという趣旨のものではありませんので、試験前にしっかりと自分で英語力を図るために勉強していかないといけないということと、試験が終わった後も、自分の英語力を受けてどういうところが足りないという分析が出ると思うので、そういった予習・復習が前後に必要になってくると思います。

ただ試験を受けたからといって、中学生が自分の英語力はこれくらいだということで、そこから具体的に何か取り組もうというのはなかなか中学生には少し難しいところもあるのかと思いますけれども、このあたりは学校で工夫はどういうふうに行われるのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室谷口主幹

英検IBAはこのたび初めて実施されるものであり、道教委に確認したところ、生徒の現時点での英語力を把握することを目的としており、実施後には読むことと聞くことの技能別の結果や英検級の目安、それから分野別学習アドバイスが提供され、生徒の学習意欲を高めるとともに授業改善や英語教育の充実に役立つと思われることから、特に対策をすることは考えていないということで、年間の英語の授業時数にも影響はないとの説明を受けております。

○松岩委員

あくまでも現時点での能力の把握ということですが、せっかくこういうふうに全道的に実施するということで、恐らく各学校、もっと言うと小樽のスコアとともに出てくると思うのです。それを踏まえて少し質問を変えますけれども、まず、中学校学習指導要領第9節外国語の第1目標を示していただけますか。

○(教育)学校教育支援室谷口主幹

現行の学習指導要領には、「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。」と記載されております。

○松岩委員

学習指導要領、中央で決まっていることですが、コミュニケーション能力の基礎を養うということですけれども、やはり外国語の上達には母国語、最近では母語と言うことだそうですが、母語を話されている方との交流というのが必ず重要になってくるのではないかと思います。

これを全ての生徒に実現させるというのは難しいとは思うのですけれども、意欲のある生徒と交流を持つ企画というのが、本市でもいろいろな取り組みがあると思うのですが、友好都市との関係で、友好都市との国際交流ですか、いろいろな活動を教育委員会でも実施されているということなのですけれども、具体的な活動の中身があれば示していただけますか。

○(教育)学校教育支援室谷口主幹

本市においては、平成26年度から小学校5、6年生と中学生を対象とした、小樽イングリッシュキャンプを実施し、子供たちが外国人との活動や宿泊生活、外国人観光客への英語での観光案内を通して、生きた英語を学んでおります。また、昨年度から小学校3、4年生を対象としたウィンターイングリッシュスクールを実施し、子供たちが本市のALTと英語を使ったゲームなどを行い、楽しくコミュニケーションを図る活動を行っております。今後もより多くの子供たちの参加と内容の充実を図っていきたいと考えております。

○松岩委員

先ほどの英検IBAの実施というのは、全体的な能力を把握して自身の学習に役立てていただくということで、どちらかというと全体の底上げが中心になるのかと思いましたが、もちろんそういった取り組みも大事ですけれども、国の政策も国際化というのを受けて、例えば小学校での英語教育も始まりましたし、海外留学の費用負担だと

かの支援というのも、今盛んに議論がされております。

その中で、小樽独自の英語教育の取り組みとして、例えばですけれども、クルーズ船の入港セレモニーというのが毎回行われています。市長やミスおたるが挨拶をされていますけれども、そこで市内の子供たちが英語で挨拶をする、そのために例えば校内の選抜を経たりだとか、そういうことをすると子供たちは教えていないことでも勝手に調べて、こういう表現はどうしたらいいのだろうかとか、来てくれてありがとうございますというのはどうやつたら伝えられるのだろうかと自分たちなりに勉強して、それで挨拶をして、スピーチをして、そういう実際の教科書にはない、学校では学べないような取り組みというのは本当に一生の思い出になって、それを機に例えば私はこういう仕事をつきましたとかという思い出にもなると思うので、外国語以外の教育もそうだと思うのですが、そういった小樽独自の取り組みとかをぜひ今後も考えていただきたいなと思うのですけれども、そのあたりはいかがですか。

#### ○(教育)学校教育支援室長

教育委員会といたしましては、小樽の子供たちが学習に対しまして興味関心を持って、切磋琢磨しながらより高い目標に向かって努力することは大変重要なことだというふうに考えてございまして、これまでも小樽音読カップであったり、小樽こどもの詩(ポエム)コンクールなど、小樽市独自の施策を通して学習意欲及び学力の向上に努めているところでございます。

ただいま委員から御提案がございました、さまざまなセレモニーでの子供たちの英語による挨拶だとか、それから校内選抜などの取り組みにつきましては、やはり学校の教育課程の問題だとか、運営する市長部局との関連もございますので、今後どのような取り組みの実施が可能かどうかも含めまして協議してまいりたいと思います。

#### ○松岩委員

小樽市は本当に年間数百万人の観光客の方、特に英語を話す方もたくさん訪れて、学ぼうと思えばそういう方と接する機会も本当にたくさんあると思いますので、しっかりそういったまちの状況を生かしていただきたいと思います。

#### ◎移住政策について

次に質問を移りまして、移住政策について伺いたいと思います。

小樽市の人口対策につきましては、平成21年に発行された第6次小樽市総合計画でも最も重要な課題の一つとされております。当時の推計どおり今日まで年間2,000人ペースでしっかりと人口が減り続けておりまして、人口減少に対する問題は、政策を実施しても効果が出るまでに時間がかかるというのが一般的に言われておりますので、本当に早急に対策をする必要があると思います。特に私たちのような若い世代は10年、20年、30年、40年後もこの小樽に居続けたいと思ったときに、人口減少に対する対策は本当に喫緊の課題だというふうな認識を持っております。

問題意識の共有として伺いますが、人口減少に歯どめをかけるということは、一般論でも構いませんけれども、どのようなことが重要であると小樽市ではお考えでしょうか。

#### ○(総務)企画政策室品川主幹

人口減少に歯どめをかけるというところでの重要なところですが、人口減少がとまるという観点から申しますと、転入を促すこと、それと出生率の向上、それを図るというのが、ふやすのが当然必要になってくるかと思いますけれども、一方で転出を抑制することもそのサポートになるのかと考えております。

#### ○松岩委員

第7次総合計画原案では、人口減少への挑戦ということで、「住みたい、訪れたいまちづくり」、長らく続く少子化と転出超過を改善し、人口減少を抑制するため、子育て世代に優しく、誰もが安心して快適に暮らせる、住んでみたい・住み続けたいと思えるまちを目指しますというふうにあります。

これが本当に実施されれば、全国から人口が、人々が押し寄せてくるまちになるのではないかと思うのですけれども、ちなみに、本市で具体的にどんなことに力を入れてこの人口減少に挑戦を果たそうとお考えでしょうか。

### ○（総務）企画政策室品川主幹

定住人口の減少抑制政策、これの主なものということで、第7次総合計画基本計画原案における考え方を申し上げますと、まず、人口動態から力を入れるべきことというのを考えますと、本市の人口減少が続いている要因というのが、やはり出生数の減少、それと若い世代の転出超過、これが主な要因となっておりますので、これに働きかける政策がまず重要であろうと考えられます。

これは具体的には、子育ての希望がかなえられる環境づくりということで、例えば子育て世代包括支援センターなどによる切れ目のない支援体制ですとか、延長保育、病児保育などの各種保育サービスの充実など、こういったもののほか、子育て世代にとって魅力あるまちづくりということで、教育の充実ですとか市民ニーズを踏まえた公園整備、こういったもののほか、将来の担い手づくりということで郷土への誇りや愛着を育むキャリア教育、ふるさと教育、こういったものを行ってまいりたいと考えております。

同じく重要なのが仕事づくりでありまして、これは働く場というのが居住地選択の重要な要素でありますし、子育ての希望をかなえるためには安定した生活が必要だという考え方からなわけですけれども、このために創業支援ですか企業誘致活動などの産業振興施策を推進していくという考えであります。

このような若い世代、子育て世代を中心としつつも、もう少し幅広い世代を対象に、今いる市民に住み続けてもらうこと、小樽暮らしの魅力を伝えて移住してもらうこと、こういったものも必要だというふうに考えています。このために、買い物ですか交通、除排雪など居住の意思にかかわると考えられる要素、こういったものを重視して暮らしやすさの向上を図ることが必要だと考えております。また、小樽の特色や強みを生かした移住施策、移住促進の取り組み、こういったものも重要であるというふうに考えております。

### ○松岩委員

今、教育、福祉、仕事、住宅などさまざまなことに取り組んでいるということをお答えいただきましたが、小樽市に限らないですけれども、若者の感覚から言いますと、行政のそういったサービスというのが必ずしも需要にマッチしているかなというのが一つ課題として挙げられると思います。本市ではこんなことをやっています、こんなことやっています。非常に魅力的ではあっても、それで来たいと思う人とか来ようかと思っている人に対してマッチングしているものかどうかというのが非常に危ういかなというのが、私の一般的な、いろいろな自治体の移住ですか子育て支援施策、教育についても思うことです。

それで、具体的に子育てに、出生率を上げるための政策だとか、若い人たちが1回流出してしまうということを受けて、具体的に移住者をふやすということを本気で考えたときに、例えばどういう人たちが小樽に来ようと考えているのかとか、どういう世代とか、季節的な時期の問題だとか、年齢層だとか、いろいろあると思うのですけれども、こういったターゲットというか、市場調査、マーケティング分析みたいなものは小樽市で行われていますでしょうか。

### ○（総務）企画政策室木島主幹

移住のターゲットと市場調査の関係でございますけれども、市場調査、マーケティングのようなものまでは現状行ってはおりませんが、昨年まで小樽商科大学と人口減少の共同研究を行わせていただいておりまして、その中では若年層の方の移住思考の高さというものが結果として出ておりましたので、そういった意味では、ターゲットとしては若年層なのかと思いますけれども、当然小樽市として、高齢者はだめだということではございませんので、幅広くそこはやっていきたいなというふうに考えております。

それと、時期的なものですけれども、人の移動が多いのは年度がわりのところが当然多いと思うのですが、その時点ですと、転勤ですか、特に移住にかかわらない動きというところも多くございますので、どの時期にどんな取り組みをやれば移住に効果的かというのは少しあわからぬところで、分析などは行っておりません。

○松岩委員

そういう調査が行われていないということがわかりました。

これについて何で行っていないのだと言うつもりは全くないのですが、ただ、商大との連携によって若い人の移住に対するニーズがあるのが明らかになったということは、やはりある種、何もかもがそうすべきとは思いませんけれども、若い人目線に立ったことを少しずつやっていかないと、そこを取りこぼしてしまうのではないかというふうに思わざるを得ない部分があります。

また、高齢者の方々も仕事をリタイアされた後、第2の人生として、この海の見える坂のまち小樽に住みたいということで移住をされてきた方というのが、私が住んでいる周りにも何人かいらっしゃいます。なので、本当にそういう方々を取りこぼさないような取り組みというのを今後考えていかなければいけないと思いますが、移住というのをそもそも漠然と考えている人が一定数いると思います。それから、北海道に住んでみたいな、でもどこにしようかと迷っている人もいれば、もうピンポイントで小樽に住みたいと思っている人もいるとは思うのです。そういう人は必ず、若い人だけではなくて、絶対に最初にインターネットで調べると思うのです。小樽市はどうなのだろう、北海道はどうなのだろうかと。

例えば「移住 支援」とか「移住 子育て支援ランキング」とか、そういうふうなさまざまなキーワード検索をして、小樽はどうなのだろう、札幌と比べてどうなのだろうとか、北海道はどうなのだろうというふうなことをわからない人は調べると思います。

例えば有名な例ですけれども、千葉県の流山市では「母になるなら、流山市。」という移住のキャッチコピーを出しておられますし、もう徹底した行政の支援によって、この人口増加を目指そうということを考えています。これはただ、交流人口の兼ね合いもあるので、これをそのまま小樽に取り入れたからといって成功できるかというと、これはまだまだわかりませんが、もし「母になるなら小樽」というキャッチフレーズができたとしたら、すごくそれは、もちろんそれに対してしっかり行政も地域も連携しないといけないですけれども、そういうわかりやすい移住促進の何か動きというのが必要かと思います。

そういう意味において、特にそういう移住促進とか子育て支援などの行政サービス部分、行政が市民や住民にサービスを提供するという部分については、やはりホームページの見やすさなどの拡充というのはもちろんのですが、SEOの対策だとか、そういうことも最初に、市民やほかに移住を考えてくださっている方が最初に出会える部分になるので、そういうところの取り組みを本当に最優先に考えるべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。どうお考えでしょうか。

○（総務）広報公聴課長

ただいまの市の公式ホームページ上、移住促進だとか子育て支援、こういった本市に住むこととか暮らしそのものについての情報は特に見やすくという、まず1点質問でしたけれども、現在の本市の公式ホームページにつきましては、平成21年度にオープンソースと言われております、無償で提供されているホームページ関連システム、CMSを必要最低限の機能と費用をもって導入した経緯があります。

確かに、見やすさとか使い勝手という意味では、いま一つではないかという声が多くあるのも事実でございます。一方で、ウェブアクセシビリティと言われております、視聴覚とか身体にハンディキャップを有している方や高齢者に配慮して、誰にも等しく情報を提供しなくてはならないといった総務省のガイドライン、これを遵守するすれば、必ずしもこれが健常者にとって見やすいものにならない場合というか側面もございます。

ただ、いずれにいたしましても、現在使用している本市のホームページ管理システムにつきましては、委員のおっしゃる移住促進、シティプロモーション、それから訪日外国人旅行者への対応、これに当たってはさまざま限界があると考えておりますので、市全体のインターネット環境、これが将来入れかわるタイミングなどを見計らって、ホームページシステムも変更できないかといった観点で調査、研究を進めてまいりたいと思っております。

また、もう一つの質問で、インターネットで検索すると常にページが上位にあらわれるようにするため、いわゆるSEO対策についてですが、地方自治体の公式ホームページ、検索エンジンのグーグルとかヤフーとか、検索エンジンの関連企業側から、地方自治体ということで一定の信頼を得ているということもあります。検索するキーワードによりますけれども、相当民間のものに比べては上位で見てもらえる状況にあるかと現在思っております。そういったこともありますので、今の段階ではこのSEO対策を講じていくということについては考えておりません。

○松岩委員

ホームページは最低限の機能で、広く浅くつくられているというようなことを受けとめましたが、本当にそれでいいのかというところは、皆さんもやはり思っているところではあるけれども、財源的な問題もあるとは思うのですが、移住者がふえれば税収もふえるので、私はそういう意味では何とかできるのではないかと、本気で取り組めばというところですけれども思います。

それから、SEOの対策に関しては、小樽市でホームページをグーグル検索すればトップに出るのは間違いないと思うのですけれども、今、本当に若い世代は何をやるにも比較サイト、まとめサイトというのを多用します。例えば一つの電化製品を買ったり、大学に進学するときとかも何でもまとめサイトを使って、いろいろな評判や口コミにどんなのがあるかというのを比較閲覧できるサイトを見るのです。そのときに小樽が上位にきているかというのは、やはりそういういろいろな細かい対策をしっかりとしないと上位に上がりませんし、まとめサイトを作成する人も上にピックアップしてくれないと、実際に子育てのランキングだとか、移住の魅力度ランキングというのがいろいろなサイトから出ていますけれども、それが必ずしも上位だからといって、中の政策、具体的な行政サービスが必ずしも拡充しているかというと、この質問を作成するに当たり、そうではない部分もいろいろと見受けられることができました。

若い世代をターゲットにということで本気で考えていらっしゃるのであれば、本市のツイッターやフェイスブックもまめに更新されていますけれども、もっともっと活用していかないと、ほかの自治体はどんどん先をやっていくわけなので、獲得していくということを本気で考えようと思ったならば、そういった視点は本当に重要なのではないかと思います。

それで、私の考えでは、まず小樽に移住したいと思う人は、絶対に札幌市の近隣の自治体とも迷っているはずなのです。具体的には札幌都市圏、町村と札幌市を除いた、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、それからこの小樽市の6都市が絶対比較対象になっているのではないかと思います。いわゆる、ライバル関係といいましょうか、そういった状況にあると思います。6都市それぞれに、海の魅力だとか、空港が近いとか、札幌の通勤のアクセスだとか、自然環境、それから行政サービスとか、本当にいろいろな長所、短所が移住者の視点から見たらあると思うのですが、少なくともこの6都市には、移住支援政策だとか子育て、教育に関しては肩を並べるくらいのものが用意されていないと、多少不便でも教育分野がすごく進んでいるから小樽にしようとか、そういったようなニーズを引っ張ってこられないのではないかというふうに思いますし、しっかりとそういう研究が必要なのではないかと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

今、札幌圏の各市の状況を例示いただきながらの御質問だったのですけれども、この制度で一つだけ小樽が勝っているから、例えばほかのまちが勝っているからそのまちに移住しようというところまでは単純にはいっていないのかなと。そのまちの住環境ですか、先ほども雇用というお話をありましたけれども、そういったところも含め、トータルでこのまちがいいなということで移住しているというのが多分実情なのではないかというふうに思います。ただ、この例示されたまちというのは、転入者が結構多い、ふえているところでございますので、逆に小樽は減っていることがありますので、何らかの差があるのだろうというところがございますので、そこの差がど

ういうところなのかというところは、今後検討、研究はさせていただきたいと考えております。

○松岩委員

今は札幌の都市圏との比較ということで例示をしましたけれども、一方で小樽は後志に属しておりますので、後志の町村との連携だとか、案外そういった移住支援の政策は地方というか、人口の少ない自治体のほうが非常に強力な支援策を用意している場合が多くありますので、小樽はその札幌と後志の間の都市ということで、そういう大都市圏との連携、比較、それから後志との比較、連携、調査というのも引き続き行っていただきたいと思います。

それで、実際に小樽に移住しようと、大変ありがたいことに決断していただいた人がいらっしゃったとして、ホームページには小樽市の移住というページがありますが、そこには「移住相談ワンストップ窓口」、「私たちが、ご相談に対応させていただきます。」ということで、担当課の名前、担当者の名前、それから電話番号の記載がありますけれども、これまで具体的に相談された方はいらっしゃるのでしょうか。もしあれば、言える範囲で内容をお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室木島主幹

この移住ワンストップは企画政策室に設置をさせていただいておりまして、こちらは平成17年度から行っております。30年度までの14年間で、この中で電話、来庁、いろいろ全部含めてですけれども、相談の件数といたしましては781件ございました。

内容につきましては、その年度年度によっていろいろ濃淡があるのですけれども、最近ですと住宅で、住む場所のお話ですとか、当然仕事、それと小樽のこの辺の地域はどうなのだ、雪はどうなのだというような住環境ですか自然環境、そのようなところの御相談が多いことになっております。

○松岩委員

781件全てが移住していただけるわけではないのでしょうけれども、この1割だとしても、多分この部屋にいる人たちの人数くらいの数になると思います。そのくらい、私はもっと少ないかと思ったのです。年間に片手か両手くらいしかいないのかと思ったら、こんなにたくさんの相談があったということで、やはり小樽というのは、本当に黙っていても人が来なくなるような魅力ある都市と、私も小樽の人間ではないので、とても外から来た人間として思うのです。この最初から持っているアドバンテージを他都市から見て小樽はリードしているという、地勢的にリードしているというのをしっかりと生かしていただきたいと思います。

それから、先ほど質問の中で、移住相談ワンストップ窓口というふうな言葉がありましたけれども、ワンストップという言葉の意味は、一つの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所というふうにインターネットで出ていたのですけれども、これは実際にどのくらいまで担当者の方が相談に乗って一緒に動いていただけるのかお聞かせいただけますか。

○（総務）企画政策室木島主幹

基本的には、まずお話を全てお伺いして、当然行政ですので、できること、できないこと、例えば先ほどの相談の中でお話ししましたけれども、住宅のあっせんですか仕事のあっせんとなりますと、不動産会社であったりハローワークであったりというところになりますので、そういったところの御案内をするというところがございます。

それと、起業を考えている方というのも一定数御相談にお見えになっていまして、そういった方につきましては業種によって市の関係部署におつなぎいたしまして、必要に応じて同席して、その後、都度継続して御相談いただく場合もありますので、そういったところに生かしてきているという取り組みになってございます。

○松岩委員

少し具体的に掘り下げたいのですが、このワンストップということだけを聞くと、私の印象では例えば実際に不動産会社を紹介してあげるとか、今の話のさらに先で、実際に住む場所が決まつたら町会との結びつきを持たせるだとか、もっと言ったら津波が来たらここに逃げてくださいという避難所を教えるとか、地震災害時の避難所を教

えるとか、そういったもっと人口の少ない自治体だと、本当に細かく、そういうのを手とり足とりやっていただけたる自治体というのがある中で、小樽市がどのくらいまでかかわっていけるだろうかというところを伺いたかったのですけれども、どうですか。

○（総務）企画政策室木島主幹

現状のワンストップというものが、どうしても入り口の所で移住を考えている方からまず一元的にお話を伺うというところでやっていますので、今の委員からの御質問は、そういったところの窓口を通して小樽市に移住された後その町会につなげるですか、溶け込むと言ったら変ですが、そういったお手伝いができるかというと、そこまではできていない状況ですので、確かに小さいまちでいろいろと手厚くと言ったらあれですけれども、いろいろな取り組みをしているというのは存じております。ただ、それが小樽市のこのサイズ感のまちでどうなのだと言われると少しあからぬところもありますので、事例は見てみたいと思います。

○松岩委員

その手厚いサービス、保障というか、小樽市は本当に年間2,000人の人口が減っています。言うまでもないですけれども、26年後には人口が半分くらいになっていると。それで私が26年後は50歳くらいなのですけれども、50歳になったときに人口が半分になっているまちをどうしても残したくなくて、今こういうふうに質問に立たせていただいております。それをやることが必ずしも移住の促進につながるかは議論になるところだと思いますが、本当に力強くそういったところも前に進めていくということで、しっかりと検討していただきたいと思います。

それから、移住という話が出ると、Uターン、Jターン、Iターンという言葉もキーワードとして出てきます。私はこのことをしっかりと、三つのターン、戻ってくるということに対して、しっかりと意識して考える必要があるのではないかと思っています。私の印象では今、Iターンが中心的に取り扱われているような印象があるのですが、Jターンにも力を入れるべきだと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○（総務）企画政策室木島主幹

ワンストップ窓口を使った方しかわからないというところはあるのですけれども、前住所のところしか押されていないので、Uターンなのか、Iターンなのか、Jターンなのかというのは、その方と御相談をしていく中で、小樽出身だったからUターンなのだなとか、札幌出身だからJターンかなというところはあるのですが、特にIターンに注力しようとか、これに注力しようということでやっているわけではなくて、当然U I Jターン、全部必要かと思っております。繰り返しになりますのであれですけれども、全部の方に来ていただければなということで考えております。

○松岩委員

それから、先ほどの質問で、若い世代の人口の流出が、まず小樽は歯どめがきかないというところと、ただ一方で若い人の小樽に住んでみたいというニーズがあるので、いろいろな理由で出てしまう、だけれども戻りたい、もしくは来たいと思っている人のニーズが一定数あるということがわかったときに、そういった人たちにしっかりと小樽に戻ってきてもらうというか、小樽に来てもらうというような政策が必要かなと。一般的に行政はすごく目に見えないところで、ふだん生活の中ではなかなか感じにくいところがあって、受動的な印象というのを受けるのです。

こういった移住、よそから新たな地に来て新たな生活をしようと挑戦される決意を固めた方には、やはり小樽の市民になっていただくということで、行政もそうだし、まち全体もしっかりとそういった受け入れ体制というか、ホスピタリティを持った接し方が必要かと思います。

一度は、やはり進学とか就職の兼ね合いで、若い人が小樽を離れるというのは絶対に避けられないと思いますし、もつと言うと、ずっと小樽にいるのではなくて、一度離れていろいろな経験を積んで、その上でまたふるさとに戻ってきてもらうというようなことが非常に重要かなと。1回、今のままだと、現状は若い人たちが進学、就職を機

に1回出て、そのまま出たままになって、そこで家庭もできて、子供もできてということで、もう戻れないというような現状があるのかと思います。

行政がどこまで携わるべきかというのは少し悩ましいところですけれども、そういった若い人たちが進学、就職を機にしていくときに、いつかは戻ってきてねというようなことがしっかりと伝わるような取り組みというのも、一方でしなければいけないのではないかと思いますが、そのあたりはどうお考えですか。

○(総務)企画政策室木島主幹

現状、出るタイミングでというわけではないですけれども、ただ、委員のおっしゃりたいところは、郷土愛ですか、ふるさと教育とか、そういった観点のところであるのかと思います。その部分につきましては、現状、小樽市でも行っていますので、そういった意味においては、もし外に出られたときでも、小樽のことをもう一度思い出していただいて、それをきっかけにして再度戻って活躍していただけるというのがベストなのかとは考えております。

○松岩委員

最後に1点だけ伺いますけれども、移住促進は外から来ていただくということで、ある程度人口の多いところでPRというのが重要だと思います。小樽の東京事務所の事務分掌を見ますと、中央官庁との連携とか情報収集という記載しかなくて、ホームページは新着情報の更新も全くなかったのですけれども、東京事務所での活動と、その東京事務所で今後移住促進だとかについての取り組みを行うのかということを最後に聞いて終わりたいと思います。

○(総務)企画政策室木島主幹

移住で首都圏PRというところでのお尋ねですけれども、東京事務所の業務の主な中身といたしましては、中央省庁からの予算情報ですとか制度改正などの情報収集、こういったところをメインで行っていると聞いてございます。

移住促進は、当然本来業務としては位置づけられてはおりませんけれども、首都圏で移住フェアですとか、そういったときに企画政策室の職員が行くのですが、その協力をいただいて実際に行っているということがありますので、例規上はないですけれども、お手伝いはいただいております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

---

○佐々木委員

◎水害対応タイムラインについて

1点目は、水害対応タイムラインについて伺います。

昨年12月13日の北海道新聞の記事で、昨年11月末現在で、道のまとめとして中小河川で氾濫等に備えた防災行動計画のタイムラインを作成した市町村として、小樽市が載っていました。

まず、水害対応タイムラインについて、どのようなものなのか説明してください。

○(総務)災害対策室佐治主幹

水害対応のタイムラインでございますけれども、水害に関するタイムラインとは、主に河川の洪水災害が発生することを前提に、関係機関が連携して災害時に想定される状況について、いつ、誰が、何をするかに着目して、防災行動とその実施主体を時系列的に整理した計画であります。

なお、北海道とは、知事が指定した洪水予報河川と水位周知河川についてタイムラインを策定することとしております。

○佐々木委員

それで、小樽市が策定したとされる河川とはどこのことでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

市が策定したとされる河川についてですが、事前にこの記事につきまして私どもも確認しましたが、具体的な河川名が記載されておりませんでした。そのため、あくまでも想定になりますけれども、現在市が作成中である水害対応タイムラインにつきましては、洪水予報河川の新川と、水位周知河川の星置川でありますので、この2河川のことについての記事だと思われます。

○佐々木委員

ということは、新聞報道ではもう策定済みだというふうに出てるのだけれども、実態としては、まだ策定中であるというふうに押さえてよろしいでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

現在、この2河川につきましては小樽市で策定中でございます。

○佐々木委員

人命にかかわることで、策定されたというのと、まだされていない、途中だというのでは大変大きな違いがあると思います。もしこれが、策定されたことになっていたのが策定されていない、その間に災害が発生したとしたら、助けられた命も助けられなかったという、悔やみ切れない、そのような事態も想定されると思うのです。報道のことですから市に直接責任があるわけではございませんけれども。

そこで、もう少しお聞きしますが、策定中といわれる星置川が選定された理由、星置川の防災上の現状把握、状況というのはどのようになっているのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

星置川の防災上の現状ということでございますけれども、星置川は水防法に定められました水位周知河川に指定されており、平成30年3月に新たな洪水想定浸水区域が北海道から指定されております。これにつきましては、洪水浸水想定区域を北海道が公表しております、小樽市のホームページからも確認できるようにしております。

○佐々木委員

これのことかと思って調べたときに、私も星置川の浸水想定図というのを見せていただきました。これを見ると、万が一の場合、銭函海岸地域で相当の規模の被害が予想される図になっています。浸水想定家屋数や被害予測についての数字等があれば示してください。

○（総務）災害対策室佐治主幹

星置川が洪水を起こした場合の浸水の被害状況の把握ですが、市で把握していますのは、北海道から情報の提供がありました洪水浸水想定区域とおおよその浸水深についてでございまして、浸水想定家屋などの件数については現在のところ把握しておりません。

○佐々木委員

図を見ますと、JRの線路より下の地域については、ほとんど全ての家屋が浸水すると、そのような図でありました。タイムラインはできていないというものの、氾濫等への備えの現状はどうなっているのか。また、氾濫時の防水機材とかその他の配備というのは現状でどうなっていますでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

河川氾濫等の備えにつきましては、地域防災計画に災害応急対策として水防計画を定めております。特に水防法に定めのある星置川と新川に関することにつきましては、避難勧告等の判断・伝達マニュアル（洪水編）にも詳細を定めているほか、現在、星置川と新川のハザードマップを本年中に作成予定であり、完成次第速やかに関係町会等へ配布することを予定しております。

さらに、先ほどから御質問のありますタイムラインについても、現在作業を進めているところであります。

また、防水機材の配備につきましては、建設部に確認しましたところ、主なものとしましては、土のう2,000袋、土のう袋3,000袋、トンパック20袋、シート類100枚、スコップ20丁、つるはし10丁、ハンマー5丁、照明器具3台などを備蓄しているほか、小樽市地域防災計画の水防計画に資材を市内企業から調達することも計画されているところでございます。

○佐々木委員

住民にもそういうものが、ハザードマップ等がこの後周知、配布されるということです。

タイムラインについてどういうものかというのも先ほど示していただきましたが、まずは一刻も早い策定を望むところですけれども、今の話をお聞きすると、策定状況は何となくわかりましたが、完成めどはいつですか。

○(総務) 災害対策室佐治主幹

御質問のありました星置川の水防タイムラインについては、現在、北海道から受領いたしました素案に基づいて地域防災計画に記載すべき事項や整合をとるべき事項などについて検討作業を進めているところであります。また、国からは令和3年度中に策定を求められておりますが、防災上早急な作成が必要と考え、北海道とはこれを前倒して、令和2年度中に作成し、運用を開始することとしております。

○佐々木委員

一刻も早い完成をよろしくお願いします。

それでは、令和2年度中に完成ということですが、完成後の展開について、その当時の新聞には周知が課題だというふうに載っておりましたけれども、そういう方面についてはどのように対応されるのでしょうか。

○(総務) 災害対策室佐治主幹

水防タイムラインもそうなのですが、現在作成中のこの2河川、新川、星置川のハザードマップにつきましても同様に、関連、関係する総連合町会などと相談しながら周知を進めてまいりたいというふうに考えております。基本的には、全ての住まわれている方、全町民の方であったり、事業所などに行き渡るようにしたいというふうに考えております。

○佐々木委員

本市には、同じような同規模の二級河川があります。昭和37年に熊碓川、勝納川などが氾濫、市内の至るところで浸水被害が発生した過去もあると。今後気候変動の影響がより大きくなつて、河川の整備能力を上回る洪水の発生頻度が全国的に高まることが懸念されているという、これは他の公的な文書にも載っていた言葉をそのまま言つたのですけれども、星置川以外の河川の小樽市内の水害対応のタイムラインというのは、策定は考えているのでしょうか。

○(総務) 災害対策室佐治主幹

星置川以外のタイムラインの策定ということでございますけれども、現在、北海道との話し合いでは、水防法で定めのある水位周知河川である星置川のほか、洪水予報河川である新川について作成するということで作業を進めておりますが、そのほかの河川につきましては、特に北海道からタイムラインの素案を受領しておりませんし、策定についても予定されておりません。水防タイムラインは、市単独で作成することにつきましては技術上困難であると考えますので、現在策定中以外の2級河川の今後の取り組みにつきましては国や北海道の動向を注視するとともに、本市や北海道などで構成する河川の防災に関する会議などの場で確認してまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

今までに何もないのだったらそれで構わないのかもしれませんけれども、実際に過去に氾濫したことがあるという河川で、今もそこに住んでいる人がいるということであれば、逆にこちら側からお願ひするというようなことも

ぜひ考えていただきたいと思います。

あとは、改めてこのタイムラインが完成した後にまた質問をさせていただきたいと思います。

#### ◎学校施設長寿命化計画について

次の質問に入らせていただきます。

教育関係で一つ目、学校施設長寿命化計画について伺います。

学校耐震化建設工事について、何度か議会で出てきた学校施設の長寿命化計画について、まず、私は何か初めて聞くような気がするものですから、勉強不足かもしれませんけれども、そもそもどういうものなのか説明をしてください。策定の目的とか内容などについてお願ひします。

#### ○（教育）施設管理課長

学校施設の長寿命化計画につきましては、国からの要請を受けて作成いたしました小樽市公共施設等総合管理計画の中にある施設の長寿命化計画の一つでございます。その目的ですが、学校施設の中長期的な維持管理などに係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能、性能を確保するということになります。内容といたしましては、個別施設ごとの改修や建てかえなどといった具体的な対応方針を定めるといったものになります。

#### ○佐々木委員

これを令和2年度末までに策定予定とのことですが、策定プロセスのうちどこまで進んでいるのか。また、策定期限などはあるものなのはどうか、御説明願います。

#### ○（教育）施設管理課長

現在は、全小・中学校それぞれの学校の基礎データの整理ですとか、昨年度は夏休みを利用して屋根や外壁などの劣化状況の調査を実施しております。この調査については、ことしも引き続き実施する予定でございます。

次に、策定期限ですが、令和2年度末までということになってございます。

#### ○佐々木委員

これを策定しなかった場合、何か困ることというはあるのでしょうか。

#### ○（教育）施設管理課長

策定しなかった場合についてでございますが、現在、学校施設の新築や改修工事の際には、国から学校施設環境改善交付金の補助を受けております。今後、交付金の採択の判断基準といたしまして、学校施設の長寿命化計画の策定ぐあいについても考慮すると言われておりますので、計画を策定していなかった場合には交付金を受けられない可能性が出てくると考えております。

#### ○佐々木委員

このことで一番伺いたかったのは、市のほかの計画との関係についてです。それぞれの計画との整合性が必要だと思うのですが、どうなのかということなのです。例えば総合計画、公共施設等総合管理計画、公共施設再編計画、市の長寿命化計画、耐震改修促進計画などいろいろあります。昨日も予算特別委員会で高橋克幸委員がお聞きになっておられたのを私も聞いていたのですが、よくわかりませんでしたので、もう少しわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

#### ○（財政）中津川主幹

きのう高橋克幸委員から御質問を受けまして説明をさせていただきましたが、わかりにくいということだったのでもう一度改めて御説明させていただきたいと思います。まず、小樽市のまちづくりの最上位計画に当たります総合計画というのがございます。その下に小樽市公共施設等総合管理計画というのを策定させていただきました。これは小樽市の公共施設等を対象に管理等に関する基本的な考え方を示したものでございまして、平成28年度に策定をさせていただいたのですけれども、これに基づきまして各学校の長寿命化計画を策定されていくようあります。

すし、また、市営住宅も今策定中ということです。

それぞれ各所管が持っている計画で微妙に少し策定する時期にずれがあるのです。私どもがつくろうとしております長寿命化計画というのは、学校と同じく来年度末までに策定をする予定でございます。いずれもこの総合管理計画に基づいてつくるものではあるのですけれども、最終的にどこかで長寿命化計画を一本化するとか、そういうようなことではなくて、私どもは公共施設を担当している部署でございますので、昨日もお話しいたしましたとおり、それぞれの費用の更新費用の平準化、支出額の平準化を図るということもございますし、また、計画のそれぞれにそごが生じないような形での調整というのをどこかで行わなければならない。それを私どもが調整を担う部署としてやっていくと。

ですから、あくまでもそれぞれの施設はそれぞれの所管で策定し、実施していくという中で、我々が調整を図っていくと、そういうような形になっております。

#### ○佐々木委員

非常に難しそうな、聞いているだけでも難しそうな感じがしますけれども、特にその中で私が一つ気になっていたのは、今、学校の適正配置計画がストップしています。新しい計画がきっとつくられると思うのですけれども、それとの関係をどうしていくのかというのが、学校については一番大きい影響があるのではないかと思うのです。新しい適配計画ができないと、どこの学校を残して、どこの学校を廃校にするのかということが決まらない。そこが決まらなければ、この長寿命化の計画でもきちんととした具体策が出せないのでないかというふうに考えるのですけれども、そのところの関係というのはどのように考えておられるでしょうか。

#### ○(教育) 施設管理課長

学校施設の長寿命化計画につきましては、令和2年度末までに策定するといった必要がありますので、策定の検討時に新たな学校再編の考え方などが決定している場合は存続する学校をもとに計画を策定することとなります。新たな考え方などが決定していない場合は、計画策定時の学校で計画を策定することになると考えております。

また、学校施設の長寿命化計画については時点修正ができますので、新たな学校再編の考え方が決定した際には見直しを行っていきたいと考えております。

#### ○佐々木委員

見直しの範囲の中で済むものならいいですし、それから、この議論の中で市長からもあったように、学校の再編についてはまちづくりの計画と連携してというか、絡めてという話もありましたから、そうなると、令和2年までにこの計画ができるというのはなかなか難しいところにあるのではないかと思いますが、いろいろ大変なところもあるでしょうけれども、そごのないように進めていただきたいと思います。

最後に、長寿命化計画のための財源というのは、この中に示される予定でしょうか。

#### ○(教育) 施設管理課長

財源についてですが、この計画の中では特に示すということはございません。

#### ○佐々木委員

##### ◎小樽市子どもの読書活動推進計画について

続いて、小樽市子どもの読書活動推進計画について伺います。

私も小学校のときに本を読む楽しさを知って、読書がその後の人生、今自分があるのも読書のおかげかというふうには思っていますけれども、そこで、本計画を補強するために一つだけ提案をしたいと思います。

計画には、「基本方針1 子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供」。施策1として、「乳幼児期における読書活動の推進」と載っていて、その中には、子供が本に親しみ、進んで読書するようになるには、乳幼児期からの本の出会いが大事だよということが書いてあって、親子での各種イベント、読み聞かせ等を挙げて、「子どもの年齢に応じた絵本の設置拡充等、絵本との出会いの場の充実を図ります。」とあります。

先ほどこれと一緒に示された資料編の16ページによると、幼稚園、保育所に通う子供たちというのは、アンケートをとった中では全体で2,593人、保育所だけで1,384人もいます。多くの子供たちが通う幼稚園、保育所に対する施策はどのようにこの計画の中で位置づけられているでしょうか。

○（教育）図書館副館長

子どもの読書活動推進計画においては、基本方針1の中で、乳幼児期における読書活動の推進というふうに定めており、計画の取り組み事業一覧の中にも、乳幼児期における読書活動の推進の中で、幼稚園、保育所などさまざまな施設で行われている読み聞かせ事業や乳幼児が本に親しむためのイベントを施策として位置づけております。

○佐々木委員

幼稚園、保育所というのは、子供たちが家庭に続いている場所だと思うのです。そこでの読書活動というのはとりわけ保護者の関心も高いと思うのですが、この推進計画の中では、今言わたるように一覧には載っているのですけれども、その前段の本文の文書の中には少し見えにくい。保育所といった具体的な施設での取り組みが保護者や一般の市民には少し見えにくいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）図書館副館長

乳幼児が本と出会い、本に触れることが重要性については、この計画において認識しております。先般もお答えしましたように、基本方針の中でも位置づけているところです。図書館におきましては、計画策定前から幼稚園、保育所を会場としたブックフェスティバルや、直接施設に出向いて行う読み聞かせ事業なども行っており、それらの事業は計画の中にも具体的な取り組みとして位置づけているところです。

佐々木委員がおっしゃったように、幼稚園、保育所といった施設には、計画の本文に明記されておらずわかりにくい部分がありましたので、今後、本計画に基づいた事業の各年度の予算化の中で、幼稚園、保育所という部分を明確にするとともに、今後の見直しの中でその部分に配慮した表現をするようにいたしたいと考えております。

○佐々木委員

私がこういうふうにここでこだわっているというのは、やはりその場での本との出会いはふれあいの場として大事だということで、そういうことについて言わせていただいております。

同じく資料の中にあるアンケート結果を見てみました。保育所で絵本や紙芝居などの読み聞かせを「非常に大切だと思う」が保育所は85.7%、95.2%の保育所で毎日読み聞かせをしていて、それを100%先生や保育士が行っているというアンケート調査結果が載っています。

ところで、私が市立保育所と私立保育所の両方の事情を知っている人に聞いた話なのですけれども、市立保育所の絵本の保有数が、私立保育所に比べて格段に少ないと。それから、本の状態もよくないというふうにお聞きをしました。こうした状況について教育委員会は把握しているでしょうか。

○（教育）図書館副館長

読書活動推進計画を策定中に、幼稚園、保育所にはアンケート調査を実施いたしましたが、具体的な蔵書数や読書環境の実態は把握しておりませんでした。管轄する福祉部と連携し、図書館として団体貸し出しなど支援してまいりたいと存じます。

○佐々木委員

その辺の把握も含めて、やはり事実として私立保育所、ここにはいらっしゃらないですけれども、市立の保育所などでは、配られた配当備品費の中から苦労してやりくりするために、どうしても絵本、紙芝居、おもちゃ等にまで回らない実態があるというふうにお聞きをしています。その結果なのでしょう。

こうした状況を確認してくださるということでしたから、この計画を推進する立場として、その結果を確認の上、何らかの対策が必要と、今、連携などというお話を聞いていただきましたが、その辺についてもう少しいかがでしようか。

### ○(教育)図書館副館長

市立保育所において読書環境に課題があることについては、当館としては具体的な実態把握をしていませんでした。今後は、本計画に基づいた効果的な対策について、福祉部との情報の共有を行い、連携した取り組みを通して限られた財源の中で子供の読書環境を向上させる取り組みができればというふうに考えております。

### ○佐々木委員

例えば市立小樽図書館と保育所の連携についてはどうでしょうか。現状として、またこのアンケートによると、連携した事業を行っている保育所は14.3%しかないです。団体貸出制度という制度を市立図書館でやっていらっしゃるのですけれども、ここであります大型絵本とかパネルシアターなどの視聴覚資料の貸し出しは、比較的これは保育所にも知られているのですが、まとまった冊数の一括貸し出しという制度もあるのです、その利用は38.1%。さらにこういうのを利用したことが「ない」と答えたのが、実に63.2%もあるというふうに載っています。

私が今まで図書館でやっているもので非常にすばらしいなと、現実的だなと思ったのは、例えばスクール・ライブラリー便があります。これは今大変有意義な事業に育ってきているというふうに伺っていますし、私も実感としてそう思いますが、この事業を保育所とか幼稚園にまで拡充していくというようなことを検討されてはどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

### ○(教育)図書館副館長

ブックフェスティバルですか移動図書館バス「わくわくブック号がやってくる！」など、図書館や保育所、幼稚園が協力して行う事業はこれまで希望のあったところと連携して取り組んでまいりましたが、今後は福祉部とも連携を深め、保育現場の情報を収集しながら子供の読書環境の充実に努め、読書の楽しさを知るきっかけづくりとなるよう取り組み、効率的な活動を行ってまいりたいと考えております。

また、現在学校図書館支援として実施しておりますスクール・ライブラリー便は、平成30年度では、市内小・中学校に7,829冊を貸し出し、有効に活用しているところです。今後は福祉部とも連携を深め、小・中学校に対して行っているスクール・ライブラリー便のような事業は保育所を対象に取り組むことが可能かどうかについて協議してまいりたいと考えております。

### ○佐々木委員

ぜひ御検討をお願いします。スクール・ライブラリー便は大変有意義な事業ということなので、私も見ているのですが、昨年100万円あった予算がことしへは60万円に減らされています。これはやはり本当に大事な部分だと思いますので、ぜひ財政部でもこういう事業についてよろしくお願いをして、この件については終わらせていただきます。

### ◎小樽市いじめ防止基本方針について

最後に、小樽市いじめ防止基本方針についてお伺いをします。

2015年4月に小樽市いじめ防止基本方針が定められて、今回改訂されます。本市の現状について先に伺いますけれども、基本方針が定められて以来、いじめの報告件数の推移を示してみてください。

### ○(教育)学校教育支援室大山主幹

いじめの件数についてですが、平成27年度から29年度までの件数で申し上げますと、27年度は小学校17件、中学校20件、計37件。28年度は小学校50件、中学校27件、計77件。29年度は小学校604件、中学校66件、計670件となっています。

### ○佐々木委員

平成29年度の小学校604件は、大幅増の要因というはどういうことになっているのでしょうか。

### ○(教育)学校教育支援室大山主幹

平成29年度から急増しましたのは、それまで道教委からはアンケートで訴えのあったものについては一つずつ精査することとなっておりましたが、いじめの定義が当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じてい

るものとなっておりますことから、定義に基づき、児童・生徒がアンケートで嫌な思いをしたと回答したものについては、全ていじめとして幅広く認知するよう道教委から指導がありましたことから、各学校が積極的にいじめの認知を行った結果であると考えております。

○佐々木委員

そういうことだったらわかります。いじめの定義が変わってということだと思います。少しひっくりしましたけれども。

この中でいじめ対策推進法第28条第1項に規定されている重大事態についてどのような場合を指すのか。また、本市での発生状況や、もしあつたとしたらその措置についてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

いじめ防止対策推進法第28条第1項によりますと、重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」となっております。

本市においては重大事態は発生してはおりませんが、万が一発生した場合には、まず学校は教育委員会へ、教育委員会は市長へ報告し、学校または教育委員会の附属機関である小樽市いじめ防止対策審議会において、速やかに調査を行います。

次に、教育委員会は調査結果を市長へ報告するとともに、当該の児童・生徒と保護者へお伝えします。さらに、報告を受けた市長は、再調査が必要だと判断した場合には小樽市いじめ調査委員会を設置して再調査を行い、その結果を議会に報告するとともに、当該の児童・生徒と保護者にもお伝えすることとなっております。

○佐々木委員

重大事態がまだ起こっていないということは大変幸いなことですけれども、全国で起こっていることは小樽市で起こる可能性もまたあるということですので、対応をあらかじめ考えておくというのは、きちんとしている対応だと思います。

次に、今回の改訂の中身について少し伺います。今回の改訂の方針と理由、何でこういう改訂が必要になったのかを御説明ください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

本市の基本方針についてでございますが、小樽市いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針として策定したものですが、国や道の基本方針が改訂されたことに伴いまして、本市としても重大事態はいつでも、どこでも起こり得るという危機感を持ち、子供たちの尊厳を守るために、いじめの未然防止、早期発見、早期対応につながるよう、より具体的な指針を示す必要があると考え、国や道の改訂内容を踏まえてこのたび見直しを行いました。

○佐々木委員

より具体的になったというのは、私も読んでいて感じました。それで、主な具体的改訂内容をもう少し説明いただけますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

主な改訂内容について何点か申し上げますと、まず、いじめを理解するに当たって、けんかやふざけ合いであってもいじめに該当するか否か判断することなど、ささいな行為も見逃さず、いじめを積極的に認知して対応することですか、いじめの解消の判断基準を明確にしたこと。

教育委員会の取り組みとしては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのより一層の活用を図ること。おたるスマート7の取り組みを通して生活習慣の改善とネット上のいじめの防止に取り組むこと。いじめの被害者に対して就学校の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討すること。

また、学校の取り組みとしては、学校いじめ防止基本方針の中に、策定の意義や中核的な内容、いじめ対策組織の体制、役割を明確にすること。重大事態が発生した場合には、国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにより対応することなどが主な改訂の内容となっております。

○佐々木委員

その結果、小・中学校の現場でこれまでと違ってくるという部分については具体的にどんなところがあるのか、主な点で構わないので説明してください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

先ほど改訂内容についての中でも申し上げましたように、ささいなことであっても子供たちが嫌な思いをしたということを心身の苦痛と捉え、いじめを積極的に認知して対応することですとか、少なくとも3ヶ月間いじめの行為はやんでおり、被害の児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことをもって解消とするなど、よりきめ細かな指導が行われるようになります。また、学校いじめ防止基本方針の中に組織体制や役割を明確にしたことで、より組織的な対応がなされるものと考えております。

○佐々木委員

改訂部分も含めて、この内容について少しお聞きをします。

第2章のいじめの防止等のために小樽市が実施する施策の中に、「児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合う」とあります。

ここで、「考え、議論すること」というのを新しく入れてきた意図はどこにあるのか御説明ください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

ただいまの第2章、「3 教育委員会の具体的な取組」の（1）の部分につきましては、特別の教科道徳が新たに導入されましたので、道徳をかなめとした道徳教育に取り組むことを新たに盛り込んだものでございます。

特別の教科道徳は、発達の段階に応じて答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童・生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う、考える道徳、議論する道徳へと転換を図る授業を行うということになりましたので、その趣旨を反映したものとなっております。

○佐々木委員

道徳の授業のあるなしにかかわらず、学級の中で話し合い活動を、やはり自分の意見をまとめて発言して、その意見を聞いて、こういう考え方の人もいるのだということをしっかりと共感したり、そういうことがいじめをなくす一つの対策にもなると思います。

それから、やはり話し合い活動、本当に簡単なことでも話をしていく、そういうことをきちんと繰り返しておかないと、いざ大事な、いじめのことについて語りましょうといきなり言われても、子供たちは、それは難しいわけですから、そういう環境づくりをしていくという意味では、この「考え、議論すること」というのをこの中に入れているのは、私は正解だなというふうに思って読ませていただきました。

そういう話し合い活動の日常活動、教育活動の中で取り組んでいく、そういうことの重要性についての認識があるからこそここに入れていただいたと思うのですけれども、そこら辺のところ、日常の話し合い活動を進めていくということについては、よろしいでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

ただいま委員が指摘したとおり、話し合い活動は一人一人の思いや願いを意見として出し合い、互いの意見の違いや多様な考えがあることを大切にしながら合意形成していく、大変重要な活動であると認識をしております。

基本方針の第1章の「4 いじめ防止に向けた方針」の「（2）市立学校として」の中の（1）のところに、「単にいじめをなくす取組にとどまらず、規則正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。」と記載がございますので、日常の話し合い活動

ですか人権教育、道徳教育、体験活動などを通じていじめの防止につなげていくことが大切だと考えております。

○佐々木委員

人権教育という言葉も使っていただきました。

改正点ではないのですけれども、いじめの防止・早期発見に関するこの「ウ」に、「町内会と児童生徒の意見交流」というのも載っています。私は、実際に町会の役員をしているものですから、こういう機会があれば有意義だなど。少し実現が難しい部分はきっとあるのでしょうかけれども、こういう部分についても頑張っていただきたいと、これは要望ということで言わせていただきます。

同じ項の「キ」に、インターネットを通じて行われるいじめに対してのネットパトロールは、学校、小樽市小中学校情報モラル対策委員会で行われている、そういう実情があると。そして、またこういうのをやっているというのを私も以前に指摘したのですけれども、やはりこういうのをやる教員は、精神的にも肉体的にも非常に疲労を伴います。個人に負担がかかるので、こういうネットパトロールその他についての人員配置、組織的支援が必要ということで、以前に言わせていただきましたけれども、その後どうなっているかお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室大山主幹

ただいまの御質問についてでございますが、平成29年第4回定例会での一般質問で御質問がございまして、専門に業務を行う職員の養成や配置の必要性について、都市教委連、これは北海道都市教育委員会連絡協議会というところでございますが、ここを通じて働きかけてまいりたいと答弁したところでございます。平成30年度に都市教委連に対して要望をしましたところ、本市の要望を取り上げていただきまして、令和2年度の文教施策に対する要望書というものの中に、携帯電話やインターネットの利用による有害情報や被害から子供を守る取り組みの推進というのが重点項目となりまして、その中で、情報モラルに関する総合的な専門職の養成や配置等の措置について、都市教委連から道教委に対して要望しているところでございます。

○佐々木委員

最後にお聞きしますけれども、第3章のいじめ防止等のために市立学校が実施すべき施策の「イ 市立学校の取組」の中に、学校いじめ防止基本方針を策定または見直す際には、これは小学校でつくる場合ですが、「児童生徒の意見を取り入れ、よりわかりやすい基本方針となるよう努める。」とあります。大人、教師からの押しつけ、こうしなさいと頭ごなしに言われるのでは、やはり本心から子供たちは受け付けないで、表面上は、それは大人にとって都合いい態度はりますけれども、ネットの中で潜っては全く別の人格でいろいろなことを起こしてしまう。そういうようなことが実際に起こっております。

議論する絶好の機会と、変更やこういうのをつくるときの機会を、ここにあるように、わかりやすいというからそうするのではなくて、今私が言っているように、やはり表面的なものではなくて、心からやはりこれは必要なのだと納得、理解した上で、こういういじめの防止に努められる、そういう子供たちの心を育てるために、やはり策定、変更の際には、児童・生徒を中心にこういうことについて進めていくべきというふうに私は考えますし、実際にそういう効果がありますけれども、具体的には学校ではどのような方法で策定していくお考えでしょうか。

○(教育)学校教育支援室大山主幹

本市の基本方針の改訂に伴いまして、現在、各学校でいじめ防止基本方針の見直しを行っているところでございますが、改訂に当たっては、いじめ防止について各学級や児童会、生徒会で話し合われたことを改訂の内容に反映させている学校や、小樽市いじめ防止サミットで話し合われたことを改訂の内容に反映させている学校などがございます。

今後も児童・生徒の意見も取り入れながら、策定した基本方針については、児童・生徒や保護者などに対して十分な説明を行い周知を図るよう、改めて校長会を通じて指導してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

いじめが少しでも減るように頑張っていただきたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時19分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

---

○酒井委員

◎小樽市税条例等の一部を改正する条例案について

まず、議案第5号小樽市税条例の一部を改正する条例案についてであります。

個人住民税の非課税措置についてお伺いいたします。今回の改正は、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、児童扶養手当の支給を受けている事実婚状態でない者について、個人住民税を非課税とする措置を講じるものであります。このような理解でよろしいかどうか、まずお伺いいたします。

○(財政)市民税課長

個人住民税の非課税措置に新たに加えるという規定でございますので、そのとおりでございます。

○酒井委員

それでは、所得が135万円以下ということ就可以了けれども、給与では幾らなのかお示しください。

○(財政)市民税課長

合計所得135万円ということでございますけれども、令和3年度時点の所得換算で申し上げますと、給与収入ベースで換算いたしますと約204万円という水準になります。

○酒井委員

それでは、対象は何世帯ぐらいと見込んでおられるのでしょうか。

○(財政)市民税課長

最新の平成31年度課税はまだ統計をとれる段階ではありませんので、30年度課税台帳で試算した金額で説明させていただきます。まず、子を扶養しておりますが同一世帯内に配偶者がない、かつ寡婦控除を受けていない方というのが521人おられました。ただ、これは婚姻歴の調査というのができませんでしたので、市民税課ではこの時点では未婚かどうかはというのはわかりませんので、何らかの理由で世帯を別にしていますとか、あとは単身赴任も含めた最大値ということでございます。この521人のうち281人はもともと非課税でございまして、課税されている240人の中で今回の非課税基準所得以下を算出いたしますと、38人ということになっております。

○酒井委員

それでは、全体としてどれくらいの金額が軽減されているというふうに見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○(財政)市民税課長

先ほどの平成30年度課税で申し上げます。この38人につきまして、課税されている市民税額が約51万円となっております。もちろん毎年変わるものでございますけれども、そう大きく変動はないのではないかと考えております。

○酒井委員

それでは、今回の法改正によりまして、寡婦と同様の所得要件での非課税措置が講じられると、そういう理解でよろしいのかどうか伺います。

○（財政）市民税課長

今回の改正ですが、所得控除として所得から一定額を差し引いて税計算を行うものではございませんで、住民税の課税自体を行わない一定基準の所得以下の方、現行で申し上げますと障害者ですとか未成年とか寡婦という方々なのですが、これらの非課税範囲に追加するということでございます。したがいまして、所得要件での非課税措置の基準という点につきましては、委員のおっしゃるとおりでございます。

○酒井委員

もう一つ確認したいのですけれども、それでは、ひとり親で婚姻歴がない場合、こういう方は対象であるということでおよろしいのかどうか伺います。

○（財政）市民税課長

今回の改正は、未婚のひとり親、婚姻歴のないひとり親という観点で、子供の貧困対策の一環として国で検討されたというふうに承知しておりますので、今回の改正ではこちらの方が対象になるというふうに考えております。

○酒井委員

こういった制度の改善というのは、本当に喜ばしいことだというふうに思います。

それでは、もう一方、条例案の中で示されています軽自動車税の見直しについて伺います。

今回、環境性能割ということも一定示され、先ほど提案説明の中でもいろいろとお話をございましたけれども、恒久的に行われるものなのかどうかお伺いいたします。

○（財政）市民税課長

今回創設されます環境性能割は現行の自動車取得税にかわりまして、原則1回のみ、取得時のみに課税される税ということになっております。今回、軽減する税率の特例期間というのが設けられておりまして、本年10月1日から1年間、令和2年9月30日までの期間中に自家用の軽自動車を取得した場合に税率を低減するというような適用になると思います。

○酒井委員

結局のところ、今回の軽自動車税の見直しについてというものでありますが、消費税増税に伴うものではないかというふうに思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（財政）市民税課長

一般論ですけれども、税率が上がりますとその前に駆け込み需要がありましたり、また、税率が上がった後は、当然、消費者の心理としては買い控えというのも働くものであろうと思います。委員が御指摘の面ももちろん多分にあると思いますけれども、これらの点も含めまして、今回国において総合的に判断して決定されているものと考えてございます。

○酒井委員

それでは、今、消費税増税について云々の話がいろいろとありますが、国会でもいろいろとありますけれども、政府が仮に消費税増税を中止したという場合、今回の軽自動車環境性能割税率引き下げは一体どのようになるのかお伺いいたします。

○（財政）市民税課長

もともと今回の軽自動車環境性能割なのですが、平成28年度の税制改正で一旦決まりまして、29年4月からスタートということでしたが、消費税率の引き上げ時期が延期されたことによりまして、2年半ずれた経緯がございます。

今回の条例の施行期日が10月1日としておりますので、もしも委員が御質問の状況となった場合には、国においてそういう判断がなされるものであると考えておりますので、その結果を受けまして市として対応していきたいと考えております。

○酒井委員

国のいろいろなものに左右されるということはありますけれども、私ども日本共産党としても、消費税増税そのものについて、やはりやめるべきだという考え方であります。ただ、その一方で、こうしたよいものであればもっとやっていくべきだ。しかし消費税の増税に伴って行うということについてはやはり理解することができない。そのことだけは申し上げておきたいというふうに思います。

◎国立小樽海上技術学校について

次に、国立小樽海上技術学校についてお伺いをいたします。

海上技術学校について、代表質問などでも質問がありましたけれども、山上グラウンド、それから教員住宅については、北海道に対して要望していかないというようなお話だったというふうに思います。それでは、このグラウンドと教員住宅以外のところについては北海道に要望されていくのか、そのことについてお伺いいたします。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

小樽商業高校の校舎などがあるところは1枚の土地になっておりまして、その土地の建物について希望しておりますので、その中に弓道場ですか、プール施設なども含まれておりますけれども、それについてもその希望の中に含まれているということになります。

○酒井委員

先ほど弓道場やプールなどということもありましたが、実際に図面というか、施設のものを見てみると、ほかにも教員住宅として書いていないもの以外にも、プールは先ほど言いましたけれども、例えば合宿所と書いてあるものですとか、それから部室と書いてあるものですとか、また共済住宅というふうに書かれているものもあります。

先ほどプールについてはなされますし、教員住宅云々はないという話なのですけれども、そしたら合宿所、それから部室、こういったものも全て要請していくということでよろしいのかどうかお伺いいたします。

○(総務)企画政策室佐藤主幹

先ほど申し上げました1枚の土地の中には、合宿所あるいは部室的なものも含まれております。ただし、共済住宅といいますのは、そちらは土地としては別になっておりますので、そちらは別です。希望の中には含まれておりません。

○酒井委員

相当やはり大きなものであるというふうに思います。

そこで、市の施設として活用するということが一方で示されているわけであります。これまでさまざま議論などがあったというふうに思うのですけれども、具体的な活用方法というものは決まったのかどうかお伺いいたします。

○(財政)中津川主幹

今、御質問ありました活用の中身についてなのですが、本来であれば今定例会において複数の素案を少しお示しする予定でございました。しかし、この商業高校が入ってきたということをございまして、その活用を改めて府内で検討していく必要が生じたということで、大変申しわけないのですが、第3回定例会において活用方法、素案をお示ししていきたいと考えております。

○酒井委員

この後の質問にも絡んでくる話なのですけれども、結局は次の第3回定例会でいきなりどんと出されると。海上技術学校と一緒にいるという言い方が適切かどうかわかりませんけれども、その施設についても示されると。こう

いうことでよろしいのですか。

○（財政）中津川主幹

おっしゃるとおり行政機能の一部が入るということもありますので、全体の施設の再編ということを考えいかなければなりませんので、申しわけありませんが、第3回定例会のときに一緒に報告をさせていただきたいと思っております。

○酒井委員

大事な前提条件があります。北海道は一体幾らで小樽市に譲渡されるのか。普通に考えれば無償という話もあるでしょう。それから、もっと安い金額もあるというふうに思います。幾らで譲渡される見通しなのかお伺いいたします。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

商業高校の譲渡につきまして、現時点では譲渡額を含めまして譲渡に係る条件については示されておりませんけれども、今後北海道から示されてくるものと考えております。

○酒井委員

何も決まっていないまま進めていくというのは、とても私は危ういことだというふうに思っています。

あくまでも道内部の情報でありますけれども、施設等の全てが教育施設として使われる場合には無償または安価に譲渡される場合があるというふうに言っています。しかし、今回の件については、7割近く市の施設として活用されると。これでは状況が違うと。億単位もしくはそれ以上は少なくともかかるのではないか、こんなふうに言われているわけでありますけれども、こういった部分でも一定程度の負担だというふうな考え方でよろしいのかどうかお伺いいたします。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

恐れ入ります。繰り返しになりますけれども、譲渡額を含めまして、譲渡条件は今後示されてくるものと考えております。

○酒井委員

本当にすごいのです。1桁どころの話ではないです。2桁のお金が出てくるのではないかというようなことすら言わされている。これをどうするのかというのは、本当に大きな問題になると思います。こうしたものを解決しないまま、ただことし中に進めていくというのは、先ほども申し上げましたけれども、やはり危ういとしか言いようがない。

それでは、市の施設として活用する場合に、起債や補助を受けられるのかどうかという話であります。例えば市役所機能を移転する場合、それから教育委員会を仮に移転する場合に有利な起債、こうしたもののが受けられるのかどうか、もしくは補助金なども受けられるのかどうか、この辺についてお伺いいたします。

○（財政）財政課長

実際に、商業高校がどのように活用されるかというのが現時点では不明な形になっておりまして、今後活用に向けた議論の内容によって、導入できる起債のメニューというのが変わってくるかと思います。

そのような状況にあるものですから、現時点でどのような起債の導入ができるかという部分についてはわからないということでお答えさせていただきます。

また、補助金の部分についても、これもやはりどういう施設がつくられるかによって、そういうメニューとかも変わってくるかと思いますので、現時点ではこちらについてもお示しできるような状態にはございません。

○酒井委員

私は具体的な話をしているのです。小樽市が北海道から市の施設、それから言っているのは市役所、教育委員会、これで有利な起債や補助金が受けられるのですかという話をしているのですけれども。

○（財政）財政課長

実際に起債の関係とかで言えば、いろいろな起債のメニューがございます。例えば過疎の関係だったら過疎計画に載っているとか載っていないとか。あと、実際に施設とかは、市の施設を改修する場合については一般単独債みたいな形で、充当率75%みたいな起債とかもございます。実際に市の施設を改修にかける場合については、通常であれば一般単独の起債というのが活用可能ではないのかというふうに思います。

ただ、市の施設の購入の関係に当たって、起債のメニューが使えるかどうかというのは、実際にどういう形の現在の計画を考えられているかというのが少し現時点では不明な状態にありますので、現時点では起債が使えるとも使えないともお示しするようなことはできません。

○酒井委員

本当に先ほど言った2桁という話がもし事実であった場合に、できるかどうかという話になると、かなり大変な話になってくると思うのです。そういったときに、例えば市役所機能を移転する場合について、起債が受けられるか受けられないかもわからないという話、本当にこれは、私は危ういというふうに思っております。

そもそも3割部分の教育施設として使われる部分について、7割の部分は何に使われるかわからないから、それはともかく置いておいて、3割部分を借りるためのお金という、その部分は借りられるのですか。私は率直に言って、そちらのほうが危ないと思うのですけれども。

市の施設云々の話というのは、施設が入ればわかる話なのですけれども、全体として北海道から買う、譲渡してもらわなければならない。そのうちの一部と言いながら7割部分は市が使う。では3割部分、これをどうするのかと。その辺についてはいかがですか。

○（財政）財政課長

実際に商業高校のうちの約3割部分は、現状で言えば海上技術学校の部分で、市として貸与する、お貸しするということで現状はお話をされているかと思いますけれども、実際に市の普通財産という形になって、それを貸与するという形になると、その部分について起債が使えるという形にはならないというふうに考えております。

○酒井委員

そうです、そういうことになってしまふわけなのです。

そこで、では何の施設を入れるのかという話が問題になってくると思うのですけれども、以前にもコミュニティ施設としての活用、こうしたことは言われていたことがありました。しかしながら、地域住民のいろいろな方にお話を聞きますと、実際に当該地域におきましては、そういったコミュニティ施設などが存在していて、あえて行くほどのものではないと、わざわざ使うまででもないと、必要ではないという声が大半がありました。

そこでお伺いしたいのが、先ほどから言っている市の施設として活用する場合の具体的な活用策については、第3回定例会で示されるという形になりますけれども、こういった考え方もいまだ残っているという形でよろしいですか。

○（財政）中津川主幹

活用の方法につきましては、今、府内でどういった使い方が小樽市にとって一番有効なのかというようなことで、各部に投げかけておりまして、実際にそういった案もございましたけれども、実際にそれが素案の中に入ってくるかどうかというのは、大変申しわけございませんが今お話しすることができませんので、さまざまな意見が出てきた中で、最も小樽市が有効であると判断されるようなものを素案に盛り込んでいきたいと考えております。

○酒井委員

ただ、そもそも問題から言いますと、全体を北海道から譲渡を受けて、そして、言ってみれば国に貸し出すということなのですけれども、これは可能なことなのですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

はい。可能なものであると考えております。

○酒井委員

あくまでもこれは自発的、自主的な話だというふうに思っています。ただ、実際にそうしたものにかえられたといつても、私的には倫理的にやはり問題ではないかというふうに思っています。

そこで、市の施設としての活用、または道からの譲渡云々について、金額などについても、それから内容についても決まったものではないというふうにこれまでおっしゃっております。しかしながら、国と北海道の責任、私は果たしているとはどうしても思えないわけです。国の問題はひとまず置いておくとして、ただ、2桁単位以上のお金がかかるということ、これがもし事実であれば、私は、市民の理解というのはどうしても得られないのではないかと思うのですけれども、この辺についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

少し繰り返しになりますけれども、譲渡額につきましては今後示されてくるものでありますので、現時点でお答えできないという状況ではあります。

○酒井委員

あくまでも、北海道はふっかけていく考えなのです。やはり教育施設という形で使われる場合、そのときに言わっていたのが、市町村立学校としての活用の場合、それから市町村の社会福祉施設としての活用の場合については、無償または安価に譲渡をされると。しかし、どのような形で使われるかわからないけれども、7割近く市の施設として活用される場合についてはその限りではないと。しかも、国に賃貸をするということであれば、またその話も変わってくるということで、なかなかそれも大変な話だというふうに思っています。

本年度中に譲渡の協議を進めていくということですが、市民に何も示されず、ただ一定程度の負担はかかるというのは、私はやはり理解できないと思うのですけれども、改めていかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

譲渡額に関してになりますけれども、これまで北海道に対しては、海上技術学校の存続に向けた取り組みの状況などについて御説明をしながら、協力について要請してきているものであります。今後も市の状況なども含めて御説明しながら、協力していただくようにお願いしていきたいというふうに考えております。

○酒井委員

存続について願っているのは、誰もの願いです。ただ、何もかも条件を白紙にしてまで存続ということではない。やはり一定程度、市民のためにどういったことがあるだろうか、それから、かけがえのない海上技術学校をどのような形でも残していくいただきたいというものとは、やはり別の話なのです。

この問題について、やはり鍵になるのは北海道の対応です。道内に一つしかない学校を残していくという方策は決まったわけですから、その中で責任を果たしていただくためには、全国に例のない特別な事情があるわけですから、そういう事情も十分配慮した上で安価に譲渡していただきたいということを市としても強く訴えていくということがどうしても必要ではないかと思うのですけれども、その辺についての心構えといいますか、お考えをお伺いいたします。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

繰り返しになりますけれども、今後も市の状況などをしっかりと御説明しながら、協力していただくようにお願いをしていきたいというふうに考えております。

○酒井委員

引き続き注視してまいりたいというふうに思います。

◎学校跡利用について

次に、学校跡利用についてお伺いしたいというふうに思います。

今回サウンディング型市場調査を行うという形で出されておりました。以前にも旧祝津小学校で同様のサウンディング調査というのをやりましたけれども、思ったよりも効果が少なかったのではないかというふうに理解はしております。なぜ今回もサウンディング調査、民間ということの話になったのかお伺いいたします。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

まず、学校跡利用の基本的な考え方に基づいて我々は検討してきておりますけれども、その中で公共施設としての活用が見込めないものに対して、民間事業者のニーズやアイデアを探りたいという考えがございます。その考えによって今回サウンディング型市場調査を実施したいというところであります。

○酒井委員

やはり本来は、市として利活用を検討して、どうしてもやはりそれが無理だということであれば、例えば公益法人でありますとか、それから民間というのが本来の流れではないかと私自身は思っています。以前にも同様の質問をいたしました。

今回、学校跡利用の検討の進め方についての資料のフローで見ましたら、A—1、市の施設としてのものがなかったから、B—1という形になっているということだと思うのですが、自治体として小樽市は何の考えもないということにつながりかねないと思うのですけれども、そこに至るまでどのような議論がなされてこうしたサウンディング調査に至るというふうになったのかお伺いいたします。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

学校跡利用に関しましては、これまで学校再編に伴う跡利用検討委員会で協議、検討を進めてきております。その中で、公共施設の活用につきましては全序的に照会を行いまして、取りまとめて進めてきている状況があります。

今、並行して検討しているところのうち、それらの案が見込めない、今後も活用の見込みがない状況のものである3施設につきまして、今回実施させていただくというものです。

○酒井委員

やはりこのままこういうふうにやっても、余り私はうまくいかないのではないかというふうに思っています。廃校の利活用についてということで言いますと、全国的に行われております。中にはさまざまな雑誌に載ったりですか、テレビなどで報道されたりしている施設などもあります。

ただ、その多くは市街地ではなくて、郊外に食品工場としてつくられているものが私は印象として多いのかというふうに思っています。実際そうではないのもたくさんあります。例えば一つの例として挙げますが、旧末広中学校について、生ハム製造ですか、きのこ栽培ですか、そういういったものができる場所なのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

旧末広中学校につきましては、用途地域上、工場は難しいかというふうには考えております。

○酒井委員

用途地域上、限られるという話がありました。

では、もう一つの問題、旧塩谷中学校、旧末広中学校、旧北山中学校について、それぞれの校舎は耐震化されているのかについてお伺いいたします。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

旧塩谷中学校と旧末広中学校は、一部耐震化されている部分がございます。旧北山中学校を含めまして残りは耐震性能、耐震性がない状況かというふうに考えております。

○酒井委員

結局、用途地域で制限されると。それから、耐震についても一部しか耐震ではないということなのですけれども、やはりこれでは、民間の意見を求めるといつてもなかなか民間からも活用策というのは手を挙げづらいのではない

かというふうに思っております。こういった問題というのは、クリアされない限りはなかなか難しいのではないかと思うのですけれども、その辺についての理解はいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

市としましては、公共施設としての活用が見込めない中、民間の事業者ならば、事業者のノウハウなりでどう使うかといったような部分について、その考えについて広く伺う機会を持ちたいというふうに考えたところからやっているものであります。まずはこの3施設について、サウンディング型市場調査を実施していきたいというふうに考えております。

○酒井委員

やはり、サウンディング型市場調査という考え方自体が、私はこのフロー 자체が間違っているのではないかというふうに思います。やはりこの考え方というのは、あくまでも公共施設としての活用を追求し尽くした上で、その上でどうしようもないという形になったときに出でてくる話であって、今回もこうして民間に意見を求めるという形であったとしても、例えば問い合わせがあっても耐震化が難しくてできない、それから用途地域でも活用性が制限されるということだったら、なかなか手を挙げづらいのではないかと。

やはりもともとの考え方方に立ち戻るというか、北海道や他の自治体などでもやっている考え方方に立ち戻って、市の施設として利活用を検討する。それが無理であれば、公益法人あるいは民間売却という考え方もあるかもしれません。そういう方針に戻っていくということがやはり必要ではないのか。でなければ、何も考えないままに民間の知恵をいただくという形でやっていくと、何も進まないまま、このまま行ってしまうのではないかという危惧はあるのですけれども、そういう危惧はないですか。

○（財政）中津川主幹

学校の跡利用のことに関して、少しいろいろと御意見をいただきましたが、私ども公共施設担当といたしましては、さきにもお話しさせていただきました総合管理計画という公共施設の大もとの考え方を示した計画がございます。基本的にこの計画の考え方といいますのは、やはり全国の自治体の財政状況が今厳しい中で、多くの公共施設を抱えていて、今はまさに小樽市もそうですけれども、老朽化した建物を維持していくのが非常に厳しくなっているということがございます。

何よりも耐震化がなされていない建物を抱えつつ、小樽市がそれを使っていくということになりますと、やはり安全面の問題もございますので、耐震化で費用がまたかかると。できるだけ古い建物については施設の総量を削減していくというのが公共施設等総合管理計画の考え方になっておりますので、そういう考え方での活用というのは、少しなかなか難しいのかというふうに考えております。

○酒井委員

いや、この跡利用という考え方の一番前提となるのは、学校が統廃合されて利用されなくなった後に、どうやって利用するのかということをやはり前もって考えておかなければならないということだと思うのです。そうでなければ、いたずらに廃校だけがふえていって、その活用方法も考えられないままに時間だけが過ぎていくと。

やはり最初の大もとである統廃合計画というものに私は問題があったというふうに指摘をさせていただきたいと思います。

◎高島小学校温水プールについて

次に、高島小学校温水プールについてお伺いをいたします。

高島小学校温水プール、今も年間2万人近く利用者がいるプールであります。そこの利用団体の方はたくさんいらっしゃるわけでありますけれども、その方が近ごろになりまして、非常に雰囲気が暗くなったり、また、とても利用しづらくなったりというふうなお話を受けました。そのことについて若干お伺いしたいと思うのですけれども、そもそも高島小学校温水プールの管理責任を持っているのは一体どこの部署なのかお伺いいたします。

○（教育）生涯スポーツ課長

高島小学校の温水プールにつきましては、本来学校施設でありますけれども、学校施設の有効活用の観点から生涯スポーツ課が借り受けまして、市民の皆様に一般開放、学校開放事業の一環としてさせていただいておりまして、市民の一般開放につきましては生涯スポーツ課が所管しております。

○酒井委員

生涯スポーツ課だということではありますが、そこにいる職員の方なのですけれども、受け付けの方は大変親切だそうであります。お話ししてもすごくいい対応だという話なのです。別の職員の話なのですけれども、利用者の方から、例えばおはようございますと挨拶することがあります。しかし、全く返事がない。返事がないのは、それは仕方ないのかもしれませんけれども、非常に態度が威圧的だという話も伺いました。

こうした事例が事実であれば、私はとても問題があるというふうに思うのですけれども、教育委員会としての所感はいかがでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

市民の皆様に態度が威圧的だということではありますけれども、職員に対しましては、日ごろより市民の皆様に対する接遇について懇切丁寧な対応を心がけるように指導しております。今回、委員の御指摘を受けまして、改めて指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

ほかにもまだ事例があるわけです。例えば1時から一般にプールを利用できるというようなときがあります。そうした場合、以前は1時からプールが利用できるように、例えば12時55分とかそういう時間に中に入つて、すぐ利用できるように準備をしたりとかすることがあります。

しかし、職員がかわってから1時にならないと鍵をあけてくれないと。そこからいろいろな準備が始まるということもあるって、そういう部分についてぜひ考慮していただけないかというような申し出があつても、全く考慮されなかつたということがありますけれども、こうした事例というのも実際あったことなのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

今の御指摘であります、高島小学校は市民の皆様に学校開放事業の一環として開放しているわけでありますけれども、通常は午前10時からの開館となっておりますが、6月から9月までの期間は、午前中は市内の小学校の児童の皆様が授業で使用するために、一般的の開放につきましては午後1時からとなっているものであります。開館時間は1時というふうにしておりますので、御理解をいただきたいと思います。今後とも適正な施設の管理、運営に努めてまいりたいと考えております。

○酒井委員

これまでこの問題について改善を求めてきたというのです。午後1時に鍵があけられて、そこでもう真っ暗ですと。それで、いきなりそこでも電気をつけたりなどする時間があって、結局プールのいろいろなものを始める時間というのがとても遅くなってしまう。確かに午後1時開館だというのだから午後1時開館でしようがないのでしょうかけれども、そういう部分もやはり配慮していただいて、できるだけ早く午後1時開館した後でも利用できるというふうにするのがより開かれたサービスではないかというふうに思います。

これまでこうしたことについて、いろいろな、態度の問題ですとかを改善してくださいと言ったけれども、一向に改善してくれなかつたと。でも、これを機会にして改善してくれるというふうに期待しております。ぜひどなたが職員でも同じ対応になるように、よりしっかりと対応していただければというふうに思っています。

◎学校のトイレについて

学校統廃合について本当はじっくりやるつもりだったのですけれども、1点だけ聞きます。学校のトイレについてであります。

結局、代表質問の答弁の中では、大規模改修以外のトイレについては、年1校ずつしかやらないというのは全く変わっていかないのです。これで行くと、全ての小・中学校のトイレが改修されるのは一体いつになってしまうのですか。

○(教育)施設管理課長

今、1年1校ということでありましたけれども、実際、今年度の工事が終わった段階で洋式化していないトイレの学校は15校になります。

○酒井委員

結局、大規模改修などがもし行われないという形になれば、そのまま1校に1年という感じにすれば、掛け算すればそのまま出てくる話だと思ってしまうのです。やはりそれではまずいと思うのです。

今回、いつも共産党が取り上げていますけれども、共産党以外にも自民党、それから公明党が取り上げられました。やはり関心が大きなことだというふうに思うのです。これまでの考え方方にとらわれずスピードアップをしていただきたいというのは質問の中身のとおりでありますので、ぜひそういった面も含めて検討していただければとうふうに思います。

◎学校統廃合について

学校統廃合について、私は新計画については急ぐべきではないというふうに考えています。今、長寿命化計画、そうしたものについても示されるということでありますけれども、やはりじっくり時間をかけて市民の皆さん、保護者の皆さん、子供たち、そういった者の意見を聞いた上で考えていくべき問題だというふうに思います。

これについては引き続き行なっていきますので、そのときにお伺いしたいと思います。

○委員長

共産党質疑を終結いたします。

公明党に移します。

---

○松田委員

改選期に当たり、会派における常任委員会の所属がえにより、このたび総務常任委員会になりましたので、今回の質問について同様の質問がかねてより議論されていたとしたら、確認ということで御容赦いただきたいと思います。

◎使用料及び手数料の見直しについて

最初に、使用料及び手数料の見直しについて先ほど報告がありましたが、これに関連して何点か質問させていただきます。

説明では、年に1回、4年に1度定期的な見直しをしてきましたけれども、平成28年度が審議未了だったため改定ができず、25年度以降見直しがされていないことからの改定ということですが、説明では4月1日の改正に向か、本年の第4回定例会で改正案を提案するということでしたけれども、ちなみに小樽市における使用料及び手数料の項目というのはどのくらいあるのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○(財政)津川主幹

令和元年度一般会計予算においての使用料・手数料の節区分における費目数でお答えしますと、使用料が59項目、手数料が20項目になっております。

○松田委員

あと、見直しの観点として5点挙げられていましたが、最初に定期的な見直しについての必要性を述べていますけれども、今後も4年に1度見直すという考え方でいいのか、見直し時期も含めての見直しを行うということなのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）津川主幹

先ほど報告したとおり、本市では財政健全化に係る取り組みとして、平成17年度以降、4年ごとの21年度、25年度に使用料・手数料の定期的な見直しを行ってきました。29年度改定においては、28年第4回定例会において議案が審議未了で廃案となったことや消費税率の引き上げ時期が令和元年10月とされたことから、現在まで料金改定を見送っている状況にあります。

今後におきましても、使用料・手数料は定期的に他都市等との料金格差について調査するとともに、市民サービスと受益者負担の検証が必要なことから、従来の考え方に戻りまして4年を目安に使用料・手数料の見直しを行っていくことと考えております。

○松田委員

4年に1度ということなのですけれども、ただ、同じく今回の説明の見直しの中に、一つに道内主要都市の比較が上げられていますが、今回、6年間見直しがされておらず、道内他都市との料金乖離の懸念があることから、今回は大幅な改定がされるのではないかというふうに不安に思いますけれども、この点についての認識についてお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）津川主幹

現在道内の人口がおおむね10万人以上の都市における使用料・手数料の料金状況などについて、調査、分析作業を行っています。道内他都市の平均額を基本として、本市の料金との乖離について判断することとしております。他都市平均との乖離が大きければ料金の見直しを検討することとなります。一方で、急激な料金の値上げとならないように、市民生活への影響に配慮して激変緩和措置なども考えていかなければならないものと思っております。

○松田委員

激変緩和ということなので、それほど上がらないのではないかというふうに期待しております。

また、本年10月1日から消費税の10%引き上げに伴い、消費税率を用いている使用料及び手数料について改定されましたが、これは改定前の料金に対して、使用料・手数料に対して消費税の上乗せをした改定ですけれども、これらについてもこのたびの来年4月に向けて再び改定されるのではないかというふうに思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○（財政）津川主幹

今回、10月の料金改定の部分につきましては、条例などにおきまして消費税率が明記されている部分につきまして、消費税率のアップ部分を純粋に考慮したものになっています。

今回行おうとしています料金改定につきましては、本年10月の消費税率の引き上げに伴う影響について、本市で平成29年度の改定が28年第4回定例会において審議未了で廃案となったことから、消費税率が5%から8%に引き上げられた影響が料金に反映されていない状況にあります。今回の料金改定は、消費税率の10%への引き上げが令和元年10月とされていることも料金改定の契機の一つとして考えています。

したがいまして、今回の料金改定は道内主要都市の財政不足に、消費税率の引き上げに対する対応なども確認させていただきまして、その動向を参考にして料金改定を考えていきたいと考えております。ただ、今回の見直し後に、さらにすぐに消費税率引き上げを考慮してまた毎年毎年料金の見直しという、そういうことは想定しておりません。

○松田委員

それで、同じくその他の区分設定等の中に「土、日、祝日における割増率の明確化」とありますが、割り増し料金を設定している使用料の具体的な例及び今後新たに割り増し料金を設定しようとしているものがあるかどうか、これについてお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）津川主幹

本市において土曜、日曜、祝日の割り増し料金を設定している主な施設としましては、小樽市民会館、小樽市民センターなどがあります。

なお、今後、土曜、日曜、祝日の割り増し料金を適用する施設を拡大するかにつきましては、現状では決まっていません。今後の見直しの中で検討していくことになるものと考えております。

○松田委員

では、同じく類似施設の施設間調整というふうにあります、これについても具体的な例を挙げていただきたいというふうに思います。

○（財政）津川主幹

類似、同一目的施設の施設間調整につきまして、料金の見直しに係る事業を進めていく中で、利用者に提供するサービスが類似あるいは同一目的である場合は、各施設間の料金バランスについて検証を行いまして、料金設定の調整の必要性について検討することを考えています。

○松田委員

どちらにしても、具体的な議論はこれからだと思います。とにかく使用料・手数料の徴収というのは、受益と負担という観点からだだと思いますので、とにかく不公平感がないような改定をしていただきたい、取り組みをしていただきたいというふうにお願いしてこの質問については終わらせていただきます。

◎小樽市地域防災計画について

次に、地域防災計画について伺います。

このたび4月の小樽市防災会議を受けて地域防災計画が修正されましたが、文言整理は別として、全面改訂されたものと新設されたものがそれぞれ二つあります。やはりこれは昨年の北海道胆振東部地震、特にブラックアウトの影響が大きいものと思われます。全面改訂された消防計画、医療救護計画はもとより、新設された停電対策計画、また、災害時の応急対策に大きな役割を果たす災害ボランティア連携計画は、今後の防災に大いに役立つものと思われます。

実は北海道胆振東部地震の際に、私の友人も震源地に近い地域に住んでおり、建物が一部損壊したものの、いまだにそこは住むことができているのですけれども、別居していた御主人の両親は自宅が損壊したために仮設住宅に入居したものの、環境が変わったことによって認知が進んで、だから友人は自身の住宅再建とともに介護という二重の苦しみで1年近くたった今も苦労している、こういった事例があります。

このように、天災は誰にも文句を言えない分、精神的なショックが大きく立ち上がりに苦労していることもあります。ですから机上の空論ではなく、より実践的な備えが必要になると思っております。

そこで何点か伺いますが、他都市で災害が起きると小樽市でも災害復興のために現地に職員を派遣しますが、派遣で得たことはこの防災計画にどのように反映されたのかお示していただきたいというふうに思います。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

災害派遣により得られたものと、地域防災計画への反映ということでございますけれども、昨年の北海道胆振東部地震、今、委員からもお話がありましたが、本市からいわゆる被災3町に応援職員を派遣しております、全ての職員から聞き取ることはできなかったのですけれども、この派遣職員の所感としましては、災害時の厳しい条件のもとでふなれな応援業務に当たる職員の体調管理の重要性、あるいは被災者の中に家あるいは家族、そういうものを失ったという、非常に大きな被害を受けた方がいるということを意識して、言葉遣いなどそういった部分に注意して応援業務に当たる必要があるのではないか。あるいは本市が逆に被災して、応援を受け入れるための体制の整備の必要性、こういったようなものが意見としてございました。

いずれも地域防災計画への反映は少し困難な内容だったものですから、先般の地域防災計画の修正には反映して

おりませんけれども、また今後、本市から応援派遣でそういうことを行う機会があって、その際に得られた効果というのがもしかって、それを地域防災計画へ反映できるような内容であれば、必要な見直しは行ってまいりたいと考えております。

○松田委員

昨年1月には、冬季防災訓練を実施している他都市に職員の派遣を行い、ことしの冬も訓練を実施している自治体と参加に向け調整中というふうに答弁されていましたけれども、派遣はされたのかどうか。この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

他都市で開催されました冬季防災訓練の参加状況ということでございますけれども、昨年度は千歳市で開催されました二つの異なる訓練にそれぞれ職員を派遣しております。

一つ目は、2月2日に千歳市防災会議の主催で千歳市開基記念総合武道館で開催されました平成30年度千歳市避難所開設訓練の視察に職員2名を派遣しております。概要といたしましては、千歳市職員、千歳市開基記念総合武道館施設管理者、町会関係者が参加して、冬期間の災害発生から避難所開設とその運営の初期段階までの手順を確認することを主眼とした訓練がありました。

二つ目は3月9日から10日にかけて、千歳市が主催で千歳市防災学習交流センターそなえーるで開催されました厳冬期の避難所生活体験に職員1名を派遣しております。概要といたしましては、応募市民等を対象にした冬期間の避難所体験で、避難所生活に関する講習及び実践、備蓄食のみの食事、避難所体験ゲーム、宿泊などがございました。

○松田委員

私はかねてから冬季のそういう災害に備えて冬季防災訓練の提唱を行ってきましたけれども、先ほど日中における避難所開設訓練や傷病者を想定した応急手当訓練は可能というふうに答弁をいただいていますが、ことしは職員を派遣したのですけれども、やはり地元でいうことも大事だと思っているのですが、今年度の冬季にこのような防災訓練を行う予定はありますでしょうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

避難所開設訓練につきましては、本年10月ころの開催を目指して調整を行っているところであります。訓練内容につきましては、避難所開設に伴う施設の安全確認や避難者受け付けを実際にを行い、避難所開設業務や避難者対応などについて検証を行うものです。また、避難者役となります住民につきましては、小樽市総連合町会に相談を行っているところであります。

○松田委員

市民参加ということで、できれば市民の方にも体験していただきたいなというふうに思います。

私は同じく、日中の訓練でだけでなく冬季の宿泊訓練も提唱してきましたが、それについては資機材や装備などの課題を整理し、実施に向けた検討をしていきたいというふうに強い答弁もいただいていますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今年度は、まず避難所開設訓練の開催を目指して現在調整を行っており、訓練終了後には、参加市民の意見を初めとして、訓練開催の準備期間やスタッフの必要数などの検証を行い、次のステップであります冬季防災訓練の開催準備を考えておりますので、今年度の開催については検討はさせていただいておりますが、現実的には厳しい状況となっております。

○松田委員

できれば、冬季の宿泊訓練を今後していただければというふうに思っております。

この防災計画によれば、災害ボランティアを受け入れる災害ボランティアセンターとして、小樽市総合福祉センターを設置場所とするというふうにありました。実は当該建物は老朽化が激しく耐震化などの問題もあり、設置場所として適切なのか少し私としては疑問に思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

平成30年度に地域防災計画に新設いたしました災害ボランティア連携計画に記載されておりますボランティアセンターの設置場所でございますが、委員の御質問のとおり小樽市社会福祉協議会の執務室が入っております小樽市総合福祉センターとしております。それとともに、そこが被災した場合は市と小樽市社会福祉協議会が協議の上で、市が代替地を確保することも一緒に記載しておりますので、現在市では代替地となり得る市有施設について府内の施設管理者と整理を進めている段階で、今後におきましては市が考える候補地を選定した上で小樽市社会福祉協議会と協議してまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

ということは、総合福祉センターは少し私としては危険ではないかというふうに、せっかく来ていただいた方が被災されてしまったら何も、そういう部分で初めから少し危険な場所と私は少し認識しているのですが、その点については大丈夫なのかなということで今質問したのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

当然耐震化という面では、大規模な大震災が起きた場合にはかなり危険な可能性もございます。そういう場合は使用が困難な場合もありますので代替地ということになります。また、災害というのはそのほかにも津波とかというようなことで、耐震化とは別の観点の被災もありますので、それは起こる災害の状況によって使えるのであれば使いますけれども、使えないときのためにその備えとして代替地の選定というのを現在急いでいるところでございます。

○松田委員

しっかり代替地についても検討して、記載していただいたほうがいいのではないかというふうに思っております。あと、職員の出動態勢についてですが、災害の内容によって非常配備基準が設けられているようですけれども、職員のこの基準は徹底されているのか。また、昨年の北海道胆振東部地震における職員の出動、配置についての検証はされているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

本市の災害時における職員の参集基準が職員に徹底されているのかどうかという部分でございますけれども、まず、参集基準につきましては地域防災計画の職員初動マニュアルという部分に掲載がございます。この中にも記載ですとか、小樽市職員災害発生時初動活動メモ、こういったものも作成して全職員に携行を呼びかけております。また、職員研修の中で、本市の防災体制などについて研修を行う時間を設けておりまして、このような取り組みを通じて職員参集基準の周知徹底を行っているというふうなところでございます。

次に、北海道胆振東部地震の際の職員の参集状況についてということだったかと思いますが、職員参集につきまして一応確認はしております、まず昨年9月6日時点ということですけれども、第1非常配備、これで参集すべき職員数は全体で16部署354名というふうになっておりまして、そのうち実際に参集した職員は16部署342名ということになっております。参集部署としては全ての部署が参集しております、職員の参集率につきましては96.6%という形になってございます。

参集時刻につきましては、一番早く参集した部署は地震の発生が午前3時8分ということでしたので、その後の午前3時15分には職員が到着しております。一番遅い部署で午前6時という部署も1カ所ございますけれども、それ以外につきましてはおおむね午前4時までに参集をしているところでございます。

以上のことから、昨年の北海道胆振東部地震時の職員参集の検証という部分につきましては、人員の参集率、そ

これから時間とともに良好な結果ではなかったかと考えているところでございます。

○松田委員

では、あとは地震、災害の規模によって全職員が参集しなければならないというときもあるのですけれども、市外在住の職員のそういう場合の出動態勢というのはどういうふうになっていきますでしょうか。

○(総務)災害対策室瀬川主幹

市外の職員の参集方法なのですけれども、災害の発生規模や特性に応じて、配備基準では各班の業務の遂行に支障が生じるおそれがあると認められる場合、本部長は臨機応変の配備体制を整えるものとするということで決めておりますので、市外地の職員につきましては最寄りの避難所やそういった場所に来るということにしております。

○松田委員

臨機応変にということだと思うのですけれども、ともあれ、災害時というのは想定外のことが多く発生し思いどおりに進まないことも多くあると思いますが、他都市の事例を常に参考にしながら万が一に備えての計画策定に向けて今後努力していただきたい、改訂していただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

○学級編制について

では、次の質問をさせていただきます。学級編制についてお聞きいたします。

学校統廃合については棚上げされましたか、なぜ学校配置適正化基本計画が行われたかといえば、人口減少により学級数が減少する学校が見込まれる中、複数学級が望ましいことから学校統廃合することによって望ましい学級数にすることが目的の一つでした。しかし、統廃合しても人口減少に追いつけず、当初の予定より学級数が満たないことから一時棚上げされたということなのですが、今年度の小樽市における小学校新1年生は全体として何人で、そのうち1学級しか編制できなかつた小学校はどのくらいあるか。その場合最少人数は何人だったのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

ただいまの御質問ですけれども、まず今年度の新小学校1年生の人数でございますが、通常学級が622名、特別支援学級が10名の合計632名となっておりまして、この人数は入学式時点の人数となってございます。

次に、1学級しか編制できなかつた小学校はどのくらいありますかということでございますが、8校になってございます。その場合の最少人数でございますが、2人ということでございます。

○松田委員

では、今1学級が8校ということですけれども、小学校の新1年生で3学級以上になった学校はありましたでしょうか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

小学校1年生で3学級以上の学校でございますけれども、山の手小学校、朝里小学校の2校でございます。

○松田委員

小学校においては、学級編制の基準が1年生は35人で3年生からは40人になりますが、2年生で36人以上在籍していたので2学級編制が可能だったのが、3年生になって基準に満たず1学級になった学校というのはあったかどうか、これについてはいかがでしょうか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

2年生時に2学級であったところが3年生時に1学級になった学校ということでございますけれども、平成30年度から31年度にかけましては、花園小学校の1校が該当してございます。

○松田委員

あと、複数学級が望ましい理由の一つに、学級内でトラブルがあったときにクラスがえをすることで回避できる利点があるというふうにも聞いておりますが、それ以外の利点について御説明願いたいと思います。

### ○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

複数学級が望ましい理由ということでございますが、適正化基本計画では望ましい学校規模の考え方として4点挙げております。1点目といたしましては、音楽や体育の授業、また、運動会といった学校行事などの一定の規模の集団を前提とする教育活動においてより高め合う効果が得られること。

2点目として、個に応じた多様な教育を推進するため、学年担任が協力して一斉指導に加え、個別指導、グループ指導を取り入れた学級の枠を超えて学習集団を弾力的に編制するなど、多様な学習体系を取り入れることができるここと。

3点目として、学年ごと、教科ごとで複数の担当教員がいて、教材研究や学級、学年経営に関して教員相互の共同した取り組みができるよう多くの教員が配置できること。

4点目として、子供同士や子供と教員間など、人と人との多様なかかわりを通じて、お互いに理解し、よい刺激となりながら社会性を習得できることとなっております。

### ○松田委員

あと、児童・生徒数によって教員の配置人員も決まってきますが、1年生の担任になった教員にとって、1人で基準の最高値の35人の学級担任よりも、基準を超えたことにより複数学級になってそれを分割した場合、20人前後の児童・生徒の担任では教員方の負担も違ってくると思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

### ○（教育）教育総務課長

ただいま複数学級が望ましい理由について、市立学校適正配置担当主幹から答弁あったものと重複する部分が若干ございますが、一つとしましては、まず教科ごとで複数の担当教員がいて、教材研究や学級、学年経営に関して教員相互の共同した取り組みができるということと、もう一つは生徒指導上のいろいろな課題に対して担任1人で問題を抱え込まず学年の教員方で協力して対応できる、この部分につきましても、こういう面から見ても教員の負担は減るものというふうに認識しております。

### ○松田委員

ともあれ、複数の学級の維持が回避できなくなったということから、何らかの手を打たなければならなかったわけですけれども、これについて関連して伺います。

### ◎不登校について

さきの本会議で、我が会派の秋元議員の代表質問でひきこもりの質問をいたしましたが、その際ひきこもりのきっかけとして不登校、人間関係、就職などがあることから、小樽市の不登校の状況の質問を行ったところ、30日以上の不登校の人数を述べておりましたけれども、不登校とみなす日数の基準はあるのか、この点についてはいかがでしょうか。

### ○（教育）学校教育支援室大山主幹

文部科学省の調査では、不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されております。

### ○松田委員

不登校になった要因はさまざまあると思いますが、そのうち小樽市ではいじめによる不登校と思われる事例はありましたでしょうか。また、不登校になった主な要因についてお聞かせ願いたいと思います。

### ○（教育）学校教育支援室大山主幹

不登校の要因はさまざまございまして、文部科学省の調査において、本市では主な要因がいじめで不登校になっているという事例の報告は受けしておりませんが、登校の意思はあるものの漠然とした不安を覚え登校できない、無

気力で何となく登校できないということが主な不登校の要因となっております。

○松田委員

そういったこともあって、やはり人とのかかわりは大事なのかというふうに思うのですけれども、最近は教員の方の不適切な発言などで子供の心を傷つけるケースも起きています。子供同士ではなくて、逆に教員の不適切な言葉で、発言で傷つけるケースというのが新聞報道にも載っていましたけれども、小樽についてはそういったケースはありましたでしょうか。

○(教育)学校教育支援室大山主幹

教育委員会には、保護者などから教師の不適切な発言などの相談が寄せられることもございますけれども、その子の受けとめ方や言葉の行き違いなどで誤解が生じるケースもございますので、何か問題が発生した場合には、子供や保護者が納得するまで丁寧に説明することと、あとは子供に寄り添った温かい言葉がけに努めるよう当該の学校へ指導しているところでございます。

○松田委員

あと、先ほど30日以上ということなのですけれども、学級内で不登校になっている児童・生徒がいる場合、その同一学級の児童・生徒には、その要因等、不登校になっているということについての周知だとか、そういったことはされているのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室大山主幹

不登校の要因につきましてはプライバシーにかかわることもございますので、全て学級の中で周知できない場合もございますけれども、不登校になっている児童・生徒が登校できるように友達が手紙を書いたり、または家まで迎えに行ったりするなど、学級の中でいつでも受け入れる雰囲気づくりに努めているところでございます。

○松田委員

やはり人とのかかわりというのが大事なのかと。また、子供たちが本当に一緒にあって苦しみ、同一に、そういう同じ子供たちが本当に接していくことによって、またその子供が学校に来られるようになればいいなというふうに思うのです。

あと、不登校児童・生徒の支援策について市ではどのような対策を行っているのか、支援策についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○(教育)学校教育支援室大山主幹

教育委員会では、小樽市教育支援センターを設置しております、不登校の児童・生徒を受け入れる登校支援室において学習支援や教育相談を行うとともに、家庭に出向いて学習支援を行うなど、訪問型の支援を行っております、今年度はメール相談や、メール・ファックスによる学習支援など、教育支援センターの機能を拡充し対応に努めているところでございます。

○松田委員

小樽市いじめ防止基本方針によれば、いじめの加害者の児童・生徒は出席停止を命ずるというふうになっています。出席停止になった場合、それは自宅待機なのか、または別の機関、別のどこか自宅以外のところで待機するのか、その点についてはいかがでしょうか。

○(教育)学校教育支援室大山主幹

出席停止につきましては、文部科学省の通知によりますと、出席停止の期間中は当該児童・生徒に対して保護者が責任を持って指導に当たることが基本となっておりますけれども、家庭の監護に問題がある場合は、出席停止期間中は家庭以外の場において指導を行うことも考えられるということで記載しております。

○松田委員

あと、出席停止を行った場合、出席停止の期間における学習支援を行うというふうにもこの方針には書いてあり

ましたが、その場合、学習支援はどこで、誰が行うのか、支援の方法についてお聞かせ願いたいと思います。

○(教育)学校教育支援室佐々木主幹

学習支援につきましては、学級担任や生徒指導主事などの教員が家庭への訪問を行い、反省文や日記、読書、その他の家庭学習をさせるなど、適切な方法で支援することとなります。先ほど申し上げたように家庭の監護に問題がある場合などでは、教育支援センターや社会教育施設などの場を活用して学習支援を行うことも考えられます。

○松田委員

あと、いじめの未然防止として、幼児期の教育においても取り組むというふうに書いてありました。これには幼稚園等を含んでいると思いますけれども、所管が違う教育委員会としてどのように幼児期の教育について取り組むのか、この点についてはいかがでしょうか。具体的な内容についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○(教育)学校教育支援室大山主幹

保育所などを所管する関係部署を通じて、今回改訂した基本方針を送付して周知を図ってまいりたいと考えておりますが、今回の改訂の中には、発達障害を含む障害のある児童・生徒など、特に配慮が必要な児童・生徒に対して適切な支援を行うことも新たに加えておりますので、幼稚園や保育所の代表者の方が集まる小樽市特別支援連携協議会の中でも基本方針の改訂について周知してまいりたいと考えております。

○松田委員

とにかくいじめだとか、そんなようなことで、いじめる子もいじめられた子も、とにかくどちらにしても、今いろいろな問題が、多分野が関係する問題です。そのためにも、とにかく一番大事なことは、他の各機関との情報共有ということが非常に大事になってくるのではないかと。今回の2歳児の札幌市での情報共有がされなかつことによって悲劇を生んだこともあります。そういったことで、いろいろな意味で各機関との情報共有というのが大事になってくるというふうに思います。

そういったことで情報共有をしながら、いろいろな問題がありますけれども、これについて解決の道に進んでいただければというふうに思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

中村岩雄委員に移します。

---

○中村（岩雄）委員

◎災害対策について

それでは、災害対策についてお尋ねしていきたいと思います。

まず、防災情報通信設備整備事業に関して、簡単に言うとFM難聴地域の解消についてであります。この事業の目的を示していただきたいと思います。

○(総務)災害対策室伊藤主幹

この事業の目的でございますけれども、昨年の大規模停電の際ににおける本市の広報活動の反省から、災害時において市内全域に、小樽独自の情報も含めまして災害関連情報を速やかに提供できるよう、FMおたるの難聴地域解消のための送信局、これを増設することに向けて必要な調査や設計を行うものでございます。

○中村（岩雄）委員

昨年のブラックアウトをきっかけにしてのことだと思うのですけれども、この調査や設計の内容を具体的に示していただきたいと思います。

○(総務)災害対策室伊藤主幹

調査、設計の内容ということでございますが、まず、難聴地域の範囲を正確に把握するということと、把握した

難聴地域を解消するために送信局を設置するのですけれども、その場所としてどこが適しているかを確定するためには、机の上でシミュレーション及び実地で電波伝搬調査というのを実施します。送信局設置の適地の選定に当たりましては、電波の問題と同時にメンテナンス上の支障がないというような場所を選定することとなります。その上で送信局の設計やスタジオとの通信設備に関する設計を行い、工事に必要となる図面や仕様書の作成、あるいは工事費の積算を行います。

また、これらの業務内容は電波放送に関する内容となりますので、関係機関であります北海道総合通信局との協議、調整、こういったものも先ほど申し上げました業務と並行して行ってまいります。

○中村（岩雄）委員

かなり具体的に進んでいくわけですけれども、実はFMの難聴地域の解消については、以前、今から20年ほど前にさかのぼりますが、平成14年から10年代全般、実はこの問題についていろいろ市にもお願いした経緯があります。しかし、残念ながらその事業化には至ってこなかったわけですけれども、そういう経緯を踏まえておりますので、今回、今こうして動き出したことは非常によかったですという感じがしているのです。

今回こうして事業化された理由、これをもう少しお話ししていただきたいと思います。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

昨年の大規模停電のときなのですが、FMおたるを通じて市民生活に密着した情報を非常に広報できたということなのですけれども、リスナーの中から停電で不安な中でふだん聞いている声を聞くことができて安心できたという声もあったと認識しております。FMおたるの非常放送が市民の安心・安全に大きな役割を果たしていただいたと考えているところでございます。

また、平常時においても、番組を通じた市政情報の提供を行っているところでございまして、このような広報を市内全域に広げることが可能になることから、難聴地域の解消を進めることとしたものでございます。

○中村（岩雄）委員

20年前を思い出すと隔世の感があるなという感じがしていますけれども、そうしましたらこの事業の事業費、財源はどのようにになっておりますか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

事業費につきましてですけれども、令和元年度につきましては事業費は1,000万円となっております。なお、財源につきましては600万円が過疎対策事業債、400万円が一般財源ということにしております。

○中村（岩雄）委員

それから、大体で結構なのですけれども、難聴地域は市民によく言われますが、どこどこの町内は聞こえないとかというのはよく話を聞いておりますけれども、小樽市内の難聴地域を把握しておりますか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

正確な難聴地域という部分につきましては、これから電波伝搬調査を行いまして把握していくこととなりますので、あくまでおおよそということで御了承いただければと思いますけれども、蘭島から幸、長橋の一部にかけて、それから祝津、赤岩、高島方面、それから天狗山の麓から山側、それから天神、朝里川温泉の一部、それから銭函方面、ただいま申し上げた地域がFMおたるの難聴地域であるものと考えております。

○中村（岩雄）委員

その地域の対象世帯数、これもおおよそでいいのですけれどもお示しください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

難聴地域の押さえがおおよそということになりますので、世帯数もおおよそということになりますが、1万3,000世帯から2万世帯に上るものと想定しております。なお、市全体に占める割合といたしましては、20%から30%程度になるものと認識しております。

○中村（岩雄）委員

実は、資料をいただいておりまして、放送区域図というのをいただいて見ているのですが、恐らくこの実測図、区域図で聞こえる範囲というのを示されているのですけれども、それから外れる地域をおおよそ掲載したのかというふうに思うのです。

実際に今回FMおたると接触してみましたけれども、今の1万3,000世帯から2万世帯という世帯数、これもかなり幅があります。この最大限の2万世帯というのは、そこまではないのではないかというようなことは言っていましたが、これは実際に今後いろいろやってみてその数字が絞られてくるのかというふうに思うのですけれども、今後の調査にかけたいというふうに思います。

それから、今回この難聴解消事業によってどのくらいの難聴世帯が解消できて、全て100%解消できればいいのですけれども、それはどう捉えていますか。その辺はどう考えておられますか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

先ほど申し上げました難聴地域というのもおおよその範囲ということでございまして、これから行う電波伝搬調査の結果を見てみなければ詳細というのは申し上げられないかと思いますけれども、一般的にきめ細かいエリアの難聴を解消しようとすれば、その分整備費用がかかってくるということになりますので、難聴解消範囲と整備費用のバランスをとりながら、今後設計を進めていきたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

そして、現在のこの事業の進捗状況はどの辺まで進んでおりますか。それを示していただきたいと思います。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

現在の事業の進捗状況ということでございますけれども、6月5日に委託業者との契約を締結いたしまして、同日付で業務に着手したところで、現在は先ほどから申し上げています電波伝搬調査、これの準備あるいは計画、こういったところを進めているところでございます。

○中村（岩雄）委員

そして、今後の具体的な事業の進め方、タイムスケジュールを示してください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

今後についてでございますけれども、先ほど申し上げた調査に向けての準備、計画を経まして8月初旬には電波伝搬調査に着手いたしまして、その結果に基づいた各種の設計、これは年内には終えたいと考えているところでございます。

また、並行いたしまして、来年度の予算要求に必要となる工事費の積算ですとか図面の作成、こういったような作業も行なっていきます。11月中旬には何とか完成させたいと考えております。なお、来年度以降工事に着手してまいりたいと考えてはおりますけれども、今年度の調査設計の結果によって工事内容も変わってくるものと考えられますので、工事に関するスケジュールにつきましては、申しわけございませんが現状でお示しすることはできません。

○中村（岩雄）委員

今、これが仮に完成したとします。実際に災害が起きた災害時にこういった施設などはどのように動いていくのか、どのような使い方がされるのか、その辺を示していただけますか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

FMおたるには、昨年の大規模停電の際には市民生活に密着した災害情報、あるいは生活情報を伝えていただきまして、市民の皆さんの安全・安心に大きな役割を果たしていただいたと考えておりますので、今後もそのような情報を市民の皆さんに伝えていただくことを考えておりますが、単に情報を伝えるということだけではなく、市民

の皆さんの不安を和らげるためにどういった広報が効果的なのかという部分についても一緒に考えていくことができればというふうに考えているところでございます。

また、今年度から整備を進めている防災行政無線には、無線の放送内容をFMおたるを通じて放送できる機能を整備する予定でございますので、防災行政無線の整備が完了した際には、津波警報といった緊急情報を伝達することができるものと考えております。

○中村（岩雄）委員

いろいろハードの面やら事業があつて、コストがやはりかかっていきます。財源を考えるとそんなにお金をかけられない。かなりその辺もシビアにいかなくてはいけないかというふうにも思うのですけれども、ただ、安心・安全を確保するためにはやはりかけるものはかけるということだと。

できるだけコストをかけずに有効な、災害のときに有効に機能してもらうというか、そういう手立てをする必要があると思うのですけれども、その辺は何かお考えがありますか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

コストにつきましては、イニシャルコストとランニングコストの両面から検討する必要があると考えておりますけれども、イニシャルコストに関しましては、今後実施する電波伝搬調査の結果を踏まえて、あとは北海道総合通信局の助言、指導もいただきまして、過剰な設備規模とならないようにしっかりと検討を進めたいと考えております。ランニングコストにつきましては、他都市の難聴地域の解消事例も参考にしまして、本市にとって機能、コストの両面を見て、よりメリットの高い整備手法というのを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○中村（岩雄）委員

先ほど言いましたように、FMおたるとも少し接触しましたけれども、市との連絡体制、これはどのようになっていますか。これを示してください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

市とFMおたるの間では、緊急放送に関する協定を締結しております、その中で双方の連絡責任者というのを定めることとしております。これに基づきまして必要に応じて連絡を取り合っているところでございます。

○中村（岩雄）委員

あと、この事業をこれから進めていっていただくわけですけれども、あえて今この時点で課題があるとすればどういうものがありますか。それを示してください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

昨年の大規模停電以降、議会議論ですか市民の皆さんの中でも、FMおたるが災害時の重要な情報伝達手段だという認識は高まっているものとは考えております。ただ、難聴地域が解消されましても、実際に市民の皆さんに情報が伝わらなければ意味がございませんので、より一層市民の皆さんにFMおたるで災害情報が入手できるという認識を高めていくことが課題の一つと考えているところです。

現在、この点につきましては私どももさまざまな機会を捉えまして周知を行っているところでございますけれども、今後も広報おたるなどを通じて市民の皆さんへお知らせをしてまいりたいというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

ぜひ、これは市民の関心が高いと思いますので、実際に私の住んでいるところも聞こえないのです。解消に向けて、ひとつFMおたるとしっかりと連携してこの事業を前に進めていただきたいと思います。

◎学校の耐震化について

次へ移ります。学校の耐震化について簡単にお尋ねしていきたいと思います。

まず、今年度耐震診断を実施する学校名をお聞かせください。

○(教育)施設管理課長

今年度の耐震診断につきましては2校を実施する予定でありますと、対象校は塩谷小学校と桂岡小学校になります。

○中村(岩雄)委員

それで診断の結果、補強工事を要するという診断が出たら、次のステップとしてはどのように進んでいくわけですか。これをお聞かせください。

○(教育)施設管理課長

耐震診断の結果、耐震補強工事が必要だということになった場合は、次のステップといたしましては耐震補強工事のための実施設計というものを行うことになります。

○中村(岩雄)委員

実施設計をすると、当然次は工事の実施ということになるのかと思うのですが、それは来年、再来年ということでおよろしいのでしょうか。

○(教育)施設管理課長

診断も実施設計もそれぞれ1年ずつかかるということになりますので、その翌年は工事になりますと、それも1年かかるのですけれども、これは財政的な面もありますので、そのとおり進んでいくかどうかというのは、また別の面はあると思います。

○中村(岩雄)委員

順調に進めば、令和3年度には塩谷小学校、桂岡小学校、両方とも工事終了と、順調に進めばということでひとまず安心ということになろうかなと思うのですけれども、それでよろしいですか。診断の結果がということもありますけれども、よろしいですか。

○(教育)施設管理課長

最短でということでございますが、その場合は、令和3年度が終わったところということになります。

○中村(岩雄)委員

塩谷小学校、桂岡小学校とも、これは子供たちの、そして教員方の安心・安全というのはもうもちろんのことなのですけれども、両方とも避難所となっております。だから、地元住民にとっても大変関心の高いところであります。ぜひしっかりと取り組んでいただきまして、もうできるだけ速やかに耐震化を終えていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長

中村岩雄委員の質疑を終結いたします。

以上をもって意見を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時00分

再開 午後5時20分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井委員

日本共産党を代表いたしまして、議案第5号小樽市税条例等の一部を改正する条例案に否決、議案第15号小樽市非核港湾条例案は可決を主張して討論を行います。

議案第5号です。

未婚等のひとり親に対する個人市民税の非課税措置など必要とされる改正もありますが、多くは消費税増税に伴うものであり、賛成できません。

議案第15号です。

核兵器搭載艦艇の入港をさせない取り組みが必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。

#### ○佐々木委員

議案第15号小樽市非核港湾条例案について、改選後最初の総務常任委員会ということなので、賛成の討論を行います。

現在、米露では核兵器の小型化が競われ、結果、艦載ミサイルの搭載も可能になると言われています。これまでアメリカは、小樽港寄港の際、外務省を通し、市には、搭載能力がないから積んでいないと説明をしてきましたが、もはやその理屈は通用しません。しっかりと核兵器は積んでいない、持ち込んでいないという証明を、平和と安全を願い、核兵器廃絶平和都市宣言をした小樽市民に示すことが必要です。その証明のためにこの条例が必要です。

以上、詳しくは本会議で述べます。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第15号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、議案第5号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第4号、議案第12号及び議案第13号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

この際、所管事務の調査についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務の調査は、行財政運営及び教育に関する調査についてとし、閉会中も継続して審査することいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。